

平成 2 1 年旭市議会第 4 回定例会委員会会議録目次

公営企業常任委員会 平成 2 1 年 1 1 月 1 2 日（木）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開会	2
議案の説明、質疑	3
議案の採決	1 3
所管事項の報告	1 4
閉会	1 4

文教福祉常任委員会 平成 2 1 年 1 1 月 1 3 日（金）

付議事件	1 7
出席委員	1 7
欠席委員	1 7
委員外出席者	1 7
説明のため出席した者	1 7
事務局職員出席者	1 8
開会	1 9
議案の説明、質疑	2 0
議案の採決	5 8
所管事項の報告	5 9
閉会	8 1

建設経済常任委員会 平成21年11月16日（月）

付議事件	8 5
出席委員	8 5
欠席委員	8 5
委員外出席者	8 5
説明のため出席した者	8 5
事務局職員出席者	8 5
開会	8 6
議案の説明、質疑	8 7
議案の採決	8 8
所管事項の報告	8 9
閉会	9 8

総務常任委員会 平成21年11月17日（火）

付議事件	1 0 1
出席委員	1 0 1
欠席委員	1 0 1
委員外出席者	1 0 1
説明のため出席した者	1 0 1
事務局職員出席者	1 0 2
開会	1 0 3
議案の説明、質疑	1 0 4
議案の採決	1 1 4
所管事項の報告	1 1 6
陳情の審査	1 1 7
陳情の採決	1 1 9

意見書案の説明.....	1 2 0
閉会.....	1 2 2

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成 2 1 年 1 1 月 1 2 日（木曜日）

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成21年11月12日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 2号 平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について
- 議案第 9号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（6名）

委 員 長	日 下 昭 治	副委員長	木 内 欽 市
委 員	林 一 哉	委 員	向 後 和 夫
委 員	高 木 武 雄	委 員	林 俊 介

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（15名）

副 市 長	増 田 雅 男	病院事務部長	渡 辺 清 一
水 道 課 長	横 山 秀 喜	国 民 宿 舎 支 配 人	堀 川 茂 博
病 院 技 監	作 田 重	病院事務次長	石 鍋 秀 和
病院契約室長	太 田 信 春	病院経理課長	鈴 木 清 武
病 院 再 整 備 室 院 長 そ の 他 担 当 員	鎗 木 友 孝	病院整備課長	永 嶋 英 和
	5名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	加 瀬 寿 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
主 任 主 事	飯 嶋 健 悟		

開会 午前10時 0分

○委員長（日下昭治） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。また、昨日から比較しますと本日はめっきり寒さを感じる日になったわけでございます。皆様お体にご留意されて、ご活躍されることをご期待申し上げます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

この後、議会だより取材のため、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立しました。

それでは、公営企業常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしますので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩をいたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

増田副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、公営企業常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたしますのは、議案第2号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算、議案第9号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正の2議案でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようよろしく審査をお願い申し

上げまして、あいさついたします。本日はご苦労さまでございます。

○委員長（日下昭治） ありがとうございます。

ここで、増田副市長は所用のため退席をいたします。

しばらく休憩をいたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（副市長退席）

再開 午前10時 2分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（日下昭治） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第2号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、議案第9号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての2議案であります。

初めに、議案第2号について、国民宿舎より補足して説明がありましたらお願いいたします。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 特にございません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

木内委員。

○委員（木内欽市） 補正予算を組んでいうことですが、前回も、前回は担当が違ったんですが、そのときにもお聞きしたんですが、資金がないからということで、民間だったら倒産ですよというようなことを申し上げました。そのときは、取りあえず資金を貸していただければ次は借りなくてもできるという、そのようなお答えだったかと思ひます。その後、努力をなされたんでしょうが、今回こういうことになりまして、先の見通しというかどうかどうなんでしょうかね、これで、もう次は借りなくても済むのか、見通し、それは別に責めているわけで

もなんでもございません。もう率直におっしゃっていただいて結構ですので、総括支配人の目から見て、どのような状況なのかをお願いします。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 今後の見通しということでございますけれども、今回の補正につきましては、事業を行う上で支障を来すような修理等がたびたび発生いたしまして、このような補正をお願いするわけですが、実際上は総収入としては、現在、昨年よりも10月末現在でも1,600万円ほど増えております。増えている要因が、レストランの売上げ、それから宴会、それから売店の売上げですね。この三つについては昨年よりもかなり増えております。これは営業しないとできないわけですが、ただ、宿泊施設でございますので宿泊客が少なければ、これは厳しい状況が続くものと思われま。

その宿泊者数につきましては、私より委員さん方のほうがご存じだと思いますけれども、定員を160から88に定員を減らしております。前はすべて和室でございましたけれども、今回の改修におきまして18室が洋間になっております。半分以上が洋室になっているということで、洋室は通常2人部屋、ベッドで2人ということになりますので、これが大きく宿泊定員を減らしているということになるかと思ひます。

それから、今現在、将来のことをと申しますと、ご存じのとおり景気の低迷が続いておりますので、私どもの食彩の宿いいおかに限らず、観光業界は大変厳しい状況に置かれております。今、木内委員のほうから、私から見た見通しということなんですけれども、ちょっと立場上、答えにくい部分もあるんですけれども、きちっと機能を果たせるような修繕が済めば営業努力によって、これはかなり赤字を解消することは可能であるというふうに思っております。

ただ、平成23年から借入金の支払いが始まりますので、それらを視野に入れて、できるだけ高額な人件費については割愛していくというような方向に持っていくのが、私なりに考えますといいのではないかと。それは今年も料理人の中で料理長が実は9月で、これはかなりの高額の料理長だったんですけれども、9月で私的なことで勇退して若い料理長に代わっております。給与の差はかなりありますので、人件費の節約をしながら施設を維持していけば不可能ではないというふうに思っておりますけれども、やはり特に近場、近場といいましても、隣の香取市、成田市、それから、印西市、あの辺からお隣の東庄町、市内ですと干潟地区、海上地区の台地ですか、そういう近場で宿泊していただけるような営業努力もしていけ

ば、もう完全に駄目ということではないと思います。

ちょっと私の立場上は、その程度ということになりますけれども、現在、先ほど言いましたように、とにかくできることから営業しているということでご理解をいただきたいと思います。回答になりましたでしょうか、よろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） リニューアルするときにも委員会では意見がだいぶ出ました。値段を高くて大丈夫なのかと、銚子市のホテルだって1万円を切る料金で泊めているのに、国民宿舎が1万2,000円で来るのかという質問も出ました。そしたら、まあ、JTBの試算ですが、もう大丈夫だと。それでいろいろもんで、最終的に私どもは賛成したんですが、私どもにも当然責任はありますけれども、経過はそうでした。ただ黙って賛成したわけではありません。意見を出し合って、「本当に大丈夫なのか」と、「いや、大丈夫です」と、「このようにシミュレーションもできてます」と、「ちゃんともう利益も出る」と、そういうことで私どもも、ここにいる委員も、みんなそれを信じて賛成をした経過です。そして、だから、責任はないなんていうふうには言っていません。自分たちにも責任はあります、こうなったことには。

それで、この前お話ししたら、JTBのほうでコンサルタント料はもういらないから、もういりません。その代わりお客は紹介してくれということだったんですね、飯岡荘のほうに、そういうことはやはりやっていただいておりますか。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） JTBにつきましては、はっきり申し上げますと、今回の計画をしたのはJTB商事というところなんですけれども、私行ってから電話では何度かお話が、私から質問はしましたけれども、一度も見えておりません。契約書からいくと、今年1年間は見てもらえるわけなんですけれども、木内委員おっしゃるとおり、そちらのほうは全く来ておりません。

それから、JTBの中でも観光部門がございまして、私が行ったときは、実績からいくと数名程度、JTBの紹介でこれは宿泊したお客様がいらっしゃいます。ただ、あっせん手数料が17%もなっておりますので、私のほうから観光のほうにお話ししまして、今回も国体の関係でお見えになった、数名お見えに、JTBの観光部門のほうがお見えになったんですけれども、17%はこの景気状況の中であまりにも純利益の17%はひどいんじゃないかという

ことで、10まで下げてくださいということまでは話がいきましかつれども、お客様についてはほとんどありません。ということで、今現在の食彩の宿いいおかのスタッフとしては、JTBの力は全くかり……助力といいますか、そういうものは全く受けておりません。恩恵にこうむっていないというふうに説明したらよろしいでしょうか、という状況でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） つい先日、ちょっと新聞の報道を見たんですが、そうしたら、何か料金を下げることも考えているような記事があったように思うんですね。それで、これ当初は、だから、「部屋数が減って宿泊者が減るんだから」と言ったら、その分、だから、料金を上げて最後は収支が合うという説明だったんですよ。それで、今度はやはり定員が減って料金を下げちゃったら、空けとくよりはいいですけども、あれは減りますよね。ですから、そこがちょっと矛盾しているというか、当初のとおりにもた下げるといふことに、空かしておくよりはいいんですが、その辺はどうなんですか。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 基本的には木内委員のおっしゃるとおりでございます。

ただ、料金の値下げに踏み切った理由といたしましては、近隣で1万2,225円ですか、1万2,000円以上するような宿泊施設は、もう銚子市まで含めてもほとんどありません、平均ですけども。かんぽのほうもシルバー割引とか、いろいろな割引をしておりますし、また、ちょっと名前出してあれなんですけれども、銚子市のホテルなんかこれは1万円で何々が付くとか、いろいろなキャンペーンをやっている中で、うちのほうが特別なサービスもなしに1万2,000円を超える料金というのは、これはお客様からも大変お叱りを受けておりまして、不評を買っておりまして、これは市長、値下げをせざるを得ないんじゃないかということで、その上で運営委員会のほうに諮問を出しまして、運営委員会の委員さん方は満場一致で、全会一致で値下げすべきだという答申をいただいた上で、今回1月から値下げに踏み切ると。

木内委員のおっしゃるとおりなんですよ。下げれば稼働率を上げなくちゃいけない。これはジレンマに問われるんですけども、やはり空けておくよりはいいんじゃないかと。それから、もう一つ、私どもがとらえているのは、ひとつは、お客様が来てくれることによってレストラン、あるいは売店のほうの売上げが伸びるんじゃないかと。現実的に伸びますけれ

ども、そちらも狙うことができるんじゃないかと。

それから、ちょっと質問に入るかどうか分かりませんが、実はゲートボールのお客様というのは意外と市内のお年寄り、銚子市、香取市ぐらいまであるんですけれども、1,500円から2,000円ぐらいのお昼、食事をしていただければ、うちのほうで送り迎えしますよということで、そちらのシルバーの上のゴールド、最高年齢で92歳の方もいらっしゃいますので、そちらのほうにも逆にターゲットを伸ばしております。

ということで、何が成功するのか私も行政マンですので、ちょっと分かりませんが、何でもやってみようというのが今現在の運営状況でございますので、それから、経費を節約するために、すべてパンフレット等については、前はJTBが大金50万円とか60万円とか払って作っていたわけですが、減らしております。という状況で、パンフレット等も全部自作をしております。経費の節約しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） そうですね。本当に支配人が就任され、必死に立て直そうと努力している姿はよく見えます。きのうも偶然、一般質問で例を出させていただきましたが、お客さんが行くようにこう動線、線を工夫されたりとか看板も自分で作ったりとか、これはもう本当によく分かります。ぜひ頑張って何とか今こそ立て直していただきたい。私たちもできることであれば、できる限りの応援はするし、また利用もしたいと、このように思っています。宴会でもできれば、できるだけ食彩の宿いおかを使うようにと、このように努めます。

そしてあと、今、送迎の話が出ました。やはり行ってみましたら、旭の駅でおりて、車で、ご年配の方々なんかはタクシーでよく見えますね。その場合にタクシー代ぐらい、来るときのタクシー代ぐらい飯岡荘で持ってやるとお客は喜ぶのではないかなと、ちょっとそんなこともこの間ちょっと感じました、私の個人的な意見ですが。そういったこともいろいろ考えて、ぜひ頑張っていただきたいと思ひます。答弁は結構です。よろしくお願ひします。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑はありませんでしょうか。

高木委員。

○委員（高木武雄） 今、木内委員から貴重な意見出まして、私もその意見にほぼ同意しているところなんですけれども、今年のこの2,500万円、これがいろいろな事情で仕方ないかなと思っではいるんですけれども、これだけでまた来年もかなりこの実施計画からなにかから見ると、かなり厳しい状況に置かれると思ひます。そういう中で去年が2,000万円、今年が2,500万円、この使い道なんですけれども、これはこれでいいんですけれども、今後こうい

う発想、この2,500万円、一たん住民に出しちゃって、例えば宿泊無料にして2,500万円出しちゃう。それをまた、ここの国民宿舎で回収する、こういうことの予算の配分の仕方、これはできないは別ですけども、そうしますと、2,500万円一たん住民に無料クーポンでもいいから出しちゃう。そしてそれを食彩の宿がまたそれを引き上げる。その中でいろいろ食べる、あるいは土産とか、それがまたこの2,500万円よりもっと多くの収入が入るといようなことになる。この使い方と今の話は違いますけれども、そういう発想の転換、これも一つ考えてみる必要があると思うんですけども、来年もかなり厳しい状況に置かれると思いますので、その辺どうでしょうか。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 運転資金の補正ということなんですけれども、この2,500万円につきましては、キャッシュフローで考えると足らなくなるという話で、当然公営企業の場合、内部留保資金ございますので、留保資金で9月は補正をしたんですけれども、ただし、キャッシュフローで足らなくなるということで今回お願いするということになりますけれども、高木委員おっしゃいましたように、確かに何かしらのイベントをやっていないと、これは停滞します。現在、今、忘・新年会ということで、ほとんど自作で作っています。料理の写真からパンフレットまで全部自作で作っておりますけれども、そういうイベントをやつて、今、例に挙げりましたようなクーポンを出すとか、そういうのもやっていないければ人は集まらないというふうに思っております。借りるということではなくて、過去にはあるようですけれども、補助金という形でいただければ、これは返さなくていいわけなんですけれども、必ず返す時期が来ますので、そのときは大変厳しい状況に置かれるというのは間違いありません。ただし、それまでに稼ぐことができればクリアできるわけなんですけれども、そのクリアする道というのは、私も大変厳しいものだというふうに思っております。ただ、めげずにやるしかない状況なのかなというふうに思っております。

よろしいでしょうか。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） 確かに厳しい状況は私もよく分かります。ですから、予算の金の使い方の面で多少苦しくなって、旭市の人がどんどん使うことを考える。それに補助を出すということは、旭市の住民の中で税金の還付に近くなるんですよね。そういう意味でも旭市の人たちが、逆に言えば、旭市の人たちが全部使っているんだったら赤字なんていうのは、要する

に出ないという話にもなります。ですから、やはりほかから呼ぶのも大事ですけども、旭市の住んでいる人らがどれだけ使うか、その視点ももう少し考えてやっていただきたい。

以上です。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 高木委員のおっしゃるとおりです。一応市長とも話をしておりますけれども、市民割引とか、そちらについてもどんどん実施していかなければいけないのかなというふうに思っております。

それから、これは実際の例なんですけれども、福祉施設に入浴体験をしていただくとか、市内のですね、そちらのほうについても今年から始めましたので、ただ、これは利益ということにはちょっとほど遠いんですけれども、ただ、市内の福祉施設から大変感謝されている。感謝されてお手紙とか、いろいろいただいております。いろいろな面で福祉でも、いろいろな形でもいいから、市民にとって絶対に必要な施設であるというふうな方向性ができるようにも、高木委員のおっしゃるとおり方向づけをしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後和夫） 宿舎でもって一番金額が張るのが宿泊、それと宴会だと思うんですよね。宴会というのは圧倒的に地元の人が利用するというのが多いわけですね。そういった面では、支配人は幸喜だとか、ほら海岸通りにある釣り宿の隆正丸でしたっけ、あそこ辺りは料理が物すごい量が多いんですよ。ですから、やはりその辺も支配人、直接行ってやはり食べてみるというのも必要だし、食べ比べてみるというのも、かなり飯岡荘と差があるんですよ。だから、宴会が少ないというのは、ただ単にやはり入りづらくなったとか、そういうだけではなくて、やはりそういうその料理サービスがかなりほかとレベルが違うという部分が非常にあるんですよ。ですから、その辺もひとつ研究してみてください。

○委員長（日下昭治） 向後委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） ありがとうございます。私、食い道楽のほうですので、近所の飲食店はあいさつがてら全部回っております。ちょっと、ただ、議長のおっしゃるとおり、うちのほうが近所から見習わなくちゃいけないところは大変ございます。

そういう中で、私まだ何か月の身ですけれども、実際に前の料理の仕方とは変えております。コスト意識も当然スタッフに持っていただかなくちゃいけないわけですので、前は既製品が非常に多かったんで、現在はできるだけ手作りで、例えば朝のバイキング朝食、これなんかも今までは出来合いの卵焼きを使っていたんですけれども、今は特別忙しいとき以外は全部料理人が朝、卵焼きを焼いて作っております。そういうのも、そうしますと材料費も安くなるし、多分ご近所の飲食店と同じような方向性で安い、うまいというような方向に持っていけるのかなというふうに思います。

議長の言うように私どもも機会がありましたら市内のいろいろなところを回って、見習うところは見習っていきたいと思います。貴重なご意見、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） 向後委員。

○委員（向後和夫） それと、食堂が客席が100ちょっとありますよね。あれは非常にもったいないんですよ。オーダーストップが夜8時ぐらいでしょう。あれだけのやはり客席を持って、オーダーストップが8時で終わりだということは、ちょっとお客さんも来ても、お魚を食べながら1杯やると、もう8時でオーダーストップだということにもなるんで、その辺のやはり研究もひとつ必要じゃないかなと。何のためにあれだけのやはり食堂を造ったかと、ガラス張りですすね、ある面ではやはりファミリーレストラン的な要素も取り入れた中で、ああいった食堂にしたんではなかろうかと思うんですよ。その辺もひとつ研究してもらって、よろしく願いをしたいと思います。

○委員長（日下昭治） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舍支配人。

○国民宿舍支配人（堀川茂博） その辺についても、時間延長等もこれから考えていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、病院より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは、議案第9号の補足説明を申し上げます。

新旧対照表の9ページをお願いいたします。

それでは、9ページの上段の表、別表第3とございます。今回は分娩料の値上げをお願いするものでございますが、分娩料は平成8年4月より13年間改定を行っておりません。地域の産科医療体制を守り、医師、助産師、看護師の確保を図り、安全・安心な分娩体制を整えるために、時間内の分娩料を2万円値上げし、時間外に加算等も割合に応じ値上げをしたいと考えているものでございます。

またほかに、条文中の2か所の文言の整理、改正を行うものでございます。

一つ目は、8ページにあります。

前ページの8ページでございますが、第2条の9号2のところの「診療報酬明細書」を「自賠責保険診療明細書」に改めるということがございます。もう一つは、文言の訂正として、9ページの下段の別表第6でございます。これは時代の流れに即しまして、「磁気媒体」という言葉を「電磁的媒体」に改めるものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（日下昭治） 病院の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） 素人での外れな質問をするかもしれませんが、よろしくお願い致します。

この分娩料値上げ、これ非常に悩ましい問題で、かかるほうにしてみれば安いほうがいい。また、病院側としては安ければやっていけないという、そんな悩ましい問題だと思いますけれども、今、近隣の料金はこの料金とほぼ同額だとか、あるいはまた差があるのか。

それともう一つは、今、旭市の患者さんがどのくらいで、旭市以外の患者さんがどのくらいあるのか分かれば。

それと、この産婦人科というんですか産科というんですか、その辺は病院全体の経営の中でその売上げと申しますか、診療報酬は何%くらいになっているのかについて聞きたいと思っています。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） まず、第1点のご質問でございます。料金の件に関しまして調べたのがございますのでご報告いたします。

まず、今回値上げによりまして、旭中央病院の産む料金、入院が5日間ということで計算

しますと35万円から40万円が総額のお産の費用という形になります。これが7日間、1週間入院しますと旭市が40万円から46万円、これは時間外ですとか、そういう形が出ますと高くなったりしますので、この料金ということになります。この近隣のほうの病院で比較をいたしますと、君津中央病院が45万円前後、それと船橋市立病院が40万円から48万円、松戸市立病院40万円から47万円、成田日赤病院47万円前後ということでございます。

今回の改定なんですけれども、この大きな病院が今はハイリスクの患者さんと申しますか、高齢の出産の初産の方ですとかという方は、開業医の先生ではほとんどお産は取り上げませんので、ほとんど大きな病院、例えば旭中央病院ですとか船橋医療センター、日赤等の大病院で総合の診療科を持っている病院でほとんどが紹介されてきます。そういう意味では、病院としては非常にリスクが高く、これに関しましてのドクターの疲弊等も正直出ているということがございますので、料金を値上げすることによって少しでもドクター、その看護師たちにも報いてあげたいということも正直ございます。この辺はちょっとご理解いただきたいと思います。

あともう1点でございますが、旭市の患者数でございますが、昨年分娩件数が年間で1,188件、うち旭市の在住の患者の方が311件、26%、4分の1が旭市の患者さんということでご理解いただきたいと思います。

収入でございますが、ちょっと私の手元に資料がないものですので、明確に申し上げられませんが、産科と婦人科とで二つ私どもはやっているとお考えいただいて、産科に関しては、これは自費診療ということで基本的には診療報酬の枠範囲以外ということで自費の診療になります。婦人科に関しましては、子宮がんですとか、その子宮に関する女性の疾患に関しましてのオペですとか、その辺が大半になりますので、ちょっとこの割合に対して病院全体のどのぐらいの収入割合かということは、ちょっと手持ちの資料がないものですから、この場でちょっとご答弁ということにはできないということで、ちょっと理解いただきたいと思います。

すみません。8月のちょっと速報で、数字だけで、ざっくりとした数字で申し訳ないんですけれども、病院全体で22億7,700万円、うち産婦人科の収入合計が1億2,000万円、この中に産科と婦人科と二つに分かれるということでご理解いただきたいと思います。合計の数字しかちょっと私ども今、手持ちにございませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） それでは、大体説明分かりました。

先ほど1,188件ということで、これで47万円掛ければ大体その収入が出るということですか。はい、ありがとうございました。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑が終わりました。

議案の採決

○委員長（日下昭治） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第2号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（日下昭治） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（日下昭治） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告をしていただきたいと思います。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 私のほうからは再整備事業の進捗についてご報告させていただきます。

新本館の建設工事につきましては、工程どおり順調に進んでおりまして、9月には免震装置の設置を完了いたしました。また、11月の初旬には基礎部分のコンクリート工事をすべて完了しております。

現在は、地上部分の躯体工事を行っておりまして、今後、11月の下旬にはコンクリートの最初のコンクリート打ちを、基礎部分ですね、それを行うことにしております。

さらに、今後でございますけれども、今年度中には5階部分の躯体工事まで着手していくというような予定になっております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（日下昭治） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時41分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会公営企業常任委員会委員長 日 下 昭 治

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 1 年 1 1 月 1 3 日（金曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 1 年 1 1 月 1 3 日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成 2 1 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 7 号 旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 0 号 財産の取得について

議案第 1 1 号 工事請負契約の締結について

出席委員（6名）

委 員 長 柴 田 徹 也

副委員長 景 山 岩三郎

委 員 神 子 功

委 員 林 一 雄

委 員 向 後 悦 世

委 員 伊 藤 保

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 向 後 和 夫

説明のため出席した者（26名）

教 育 長 茅 田 哲 雄

環 境 課 長 平 野 修 司

保険年金課長 花 香 寛 源

健康管理課長 小長谷 博

社会福祉課長 在 田 豊

高 齢 者 福 祉 課 長 渡 辺 輝 明

庶 務 課 長 浪 川 敏 夫

学校教育課長 平 野 一 男

生涯学習課長 野 口 國 男

国体推進室長 高 野 晃 雄

そ の 他 担 当 員 1 6 名
職

事務局職員出席者

事務局 長 加 瀬 寿 一

事務局 次 長 石 毛 健 一

主 任 主 事 飯 嶋 健 悟

開会 午前10時 0分

○委員長（柴田徹也） おはようございます。

お忙しい中、文教福祉常任委員会にお集りをいただきまして本当にご苦労さまでございます。

もう既に立冬を迎えておりますが、暖かい日もあれば、何かきのう辺りの寒い陽気もあるということで、非常に寒暖の差が激しくなっております。どうぞ体調にはくれぐれもご注意をいただきたいと思います。

我々の任期からしますと、本委員会が恐らく最後の委員会になろうかと思えます。議案の審査にはくれぐれも慎重に審査のほどをお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、報道機関及び市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、向後議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（向後和夫） おはようございます。

きのう、きょうと非常に寒い日が続いております。非常に重要な時期でございますから、風邪など引かないようにひとつお願いをしたいと思います。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託をいたしました一般会計補正予算を含む5議案について審査をしていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたしまして、簡単でございますけれども、あいさつとさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（柴田徹也）　ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄）　おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部各課を代表してごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろより多方面にわたりご指導とご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。心より御礼を申し上げます。

さて、本日は議会より付託されました5議案、議案1号中の所管事項、議案第7号、議案第8号、議案第10号、そして議案第11号についてのご審議をお願いすることになっております。質問には簡潔に答弁するように努めてまいりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。ごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いをします。

○委員長（柴田徹也）　ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（柴田徹也）　ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第7号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、財産の取得について、議案第11号、工事請負契約の締結についての5議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第 1 号の中で社会福祉課の関係する部分について補足をしてご説明を申し上げます。

本会議におきまして、財政課長のほうから詳しく補足説明がございまして、重複となる部分があるかもしれませんが申し上げます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

補正予算書の 9 ページをお願いしたいと思います。

11 款分担金及び負担金、1 項 1 目 2 節の児童福祉費負担金 332 万 9,000 円の増でございますけれども、これは干潟保育所の受け入れ児童数の増によります保護者の負担金の増ということでございます。

それから、続きまして、14 款県支出金の 2 項 1 目 3 節児童福祉費県補助金 177 万 9,000 円の減でございますけれども、これは歳出でもご説明申し上げますが、一時保育、病後児保育等の特別保育の補助基準額が改定をされましたことによりまして、県補助金を精査させていただきました。その関係で減となるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、17 ページをお願いしたいと思います。

3 款民生費、3 項 4 目保育所費、説明欄に保育所総務事務費、13 節の委託料 21 万円でございます。これにつきましては、本年度試行ということで第三者による外部評価を公立保育所の保育サービスの向上を目指しまして中央第三と、それから、指定管理者によりまして管理をお願いしております干潟保育所、ここで第三者評価を実施したいということで、今回委託料としまして新規に計上をさせていただきました。

それから、説明欄 3、保育所指定管理委託事業の 118 万 1,000 円の増でございますけれども、これは歳入で申し上げましたように干潟保育所の児童数の増、それから、一時保育、病後児保育、特別保育をやっていただいております、その補助基準額が改定されたことによりまして、指定管理料を増額するものでございます。

それから、18 ページをお願いしたいと思います。

説明欄 4、一時保育事業 72 万円の増でございますが、これは私立のおうめい、そしてまた干潟町中央保育園で実施をしております一時保育に対します補助基準額が増額改定となったことによりまして増ということでございます。この事業につきましては県 3 分の 2 の補助ということでございます。

それから、その下の説明欄 5、病児・病後児保育事業 22 万円の減でございますが、これは私立の鶴巻保育園で実施をしております事業でございます。県のほうの補助基準の事業区分

そのものが、病後児型から体調不良型に変更されたことによりまして、補助基準額が変わりました関係で今回22万円減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） おはようございます。

それでは、議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決について、ご質疑を申し上げたいと思います。

まず、ただいま説明をいただきましたけれども、補正予算の説明書の中に入る前に、繰越明許費ということで、これは6ページに三つの教育関係の内容が載っております。まず、これについてご質疑を申し上げたいと思います。

この繰越明許費につきましては、平成20年度を振り返ってみますと、17事業が21年度に繰り越されたという現状がございまして、そのうち民生関係が1件、教育関係が3件、繰越明許費をされて、現在進行形のものもありますし、事業が終わっているものもあるというふうになってございます。

今回、引き続き同じ項の小学校費の矢指小改築事業、これが今回は3億9,194万2,000円ということで、これにつきましては当初予算プラス2,000万円、これは太陽光パネルという、そういったことも国の施策に基づいて当初予算プラス9月の補正をした内容というものが、そのまま繰り越されるような状況でございます。そういったことを考えますと、矢指小については20年度の繰越明許費で本年12月完成予定の設計委託料などの5,187万7,000円、これは用地取得ということで補償の交渉のために不測の事態が発生したという繰り越しをされていることと、プラス今回また繰り越されるというようなことが現在補正で組まれております。あ、繰越明許費に計上されているわけです。本来、繰越明許費というのはどうしようもないという事情によって、3月の補正でこの繰越明許費というのが出てくるというふうに私は判断しておりますけれども、その辺のことも含めて、この教育費の2に掲げてあります矢指小学校改築事業、これのことについて現在の進捗状況も含めて、なぜそういう繰越明許費をしなければいけないのかどうか、この辺のところについてお伺いをいたしたいと思います。こ

れがまず、第1点目であります。

それから、ここに載っているものは、さらに3番、4番という項がありますけれども、いずれも9月の補正で出てきたものという内容のものもあるわけですね。まず、あ、失礼しました。別件です。今のは訂正いたしますけれども、いずれにしても、当初予算で見込んだもの、新規事業としてやっていく、これからやっていきますけれども、そういった事業の中で3番、4番についても事業費がそのまま繰り越されてしまうという、そういった状況にございますので、この辺につきまして現在の経過並びになぜ繰越明許をしたのかどうか、この辺をお伺いしたいと存じます。

それでは、ただいま説明をいただきました内容も含めて、特に12月につきましては歳入歳出の見込み、そしてまた当初予算に対する年度末の見込み、こういったことに重点を置きながら質疑をさせていただきたいと思います。

ただいま課長のほうから説明をいただきました、ページ9 ページの児童福祉費の負担金、これが332万9,000円ということでございまして、これについては当初373万円という、当初予算は組んでおりましたけれども、これが補正されるという説明については、干潟保育所の人員の増というふうに伺っておりますが、それでは何人これが増加を見込んでいるのかどうか。要は、当初2万1,191人ということで1年間の見込みを立てておられましたけれども、これについては増加についてどういう状況なのかどうかお伺いをいたしたい。これが一つ目です。

それから、この民生費負担金の中で、当初予算組みされておりました保育所運営費の負担金、これは過年度分であります。277万2,000円、滞納見込みということで見込まれておりましたけれども、この現状というものはどういった推移をしているのかどうか、本定例会の補正には組まれておりませんけれども、これについて当初277万2,000円、過年度分が入ってくるだろうというふうに見込んでいた内容について、現在の状況、また今後の見通しについてお伺いをいたしたいのが2点目であります。

次に、県支出金の関係でございしますが、これについては減額の理由をお伺いしたかったわけではありますが、これについては基準の改定ということで減額になったという説明がございました。3分の2という補助率ですけれども、具体的にどういった内容かどうか、簡単に結構ですからお伺いをいたしたいと思います。

ちょっとお待ちください。

今、県支出金の民生費補助金ということでの質問をしたわけでございますけれども、当

初予算にやはり同じような事業費の補助ということで、所管として健康管理課並びに環境課に所管されるものが各4事業ずつ組まれておりましたけれども、これは先ほど申し上げましたように歳入の増減ということ、あるいは見込みということから考えた場合に、これらの環境並びに健康管理課についてのそれぞれ各4事業、こういったことについての補助については現状でオーケーなんだよということで推移してきているのか、それとも減額するかどうかということも含めて、現状変わらないということであればそれでいいわけですが、その辺について簡単に結構ですから、この各4事業、当初予算書では28ページにそれぞれ衛生費県補助金ということがございますので、これらの関係について、内容は結構ですから、増減があったのかどうか確認したいと思います。

加えまして、ちょっと保育所の関係に戻りますけれども、児童福祉費の県補助金の中に保育対策等、これの促進事業費補助金というのがありまして、そのほかにもう四つ、これが事業費の補助金というのがございます。例えば、保育対策等、あ、失礼しました。この三つですね。児童環境づくり基盤整備事業費の補助、私立保育所すこやか保育支援、これも事業費、なのはな子育て応援事業費補助金ということがありますが、これもただいま申し上げました環境課並びに健康管理課の事業という、これは変化があったのかどうか。なければ当然予算書には盛ってこれませんので、その辺の確認をお願いしたいと思います。

次に、17ページ、歳出関係でございます。

今回の補正につきましては、給与関係の人事院勧告もありましたし、そういった意味では見込まれる状態ということで、これが最終的に上がるのではないかなという判断をいたしておりますけれども、17ページの特に保育士の保育所の関係で、人数100人いるこの保育士の皆さんの状態が載ってございますが、給料で減額、職員手当でも減額、共済費が546万7,000円と、これは増加の傾向にあるわけです。全体を見ますと、この保育所の関係職員の給与費等についての共済費がちょっと突出しているのではないかなというふうに思いますけれども、この給料、職員手当等の減額の内容、簡単に結構です。それから、共済費増の理由、これも簡単をお願いしたいと思います。

続きまして、説明の2、保育所の総務事務費、これらについて説明がございましたが、新規で行うということでございます。本年度試行ということで、中央第三保育所並びに干潟保育所ということで保育サービスの向上のために評価をするような体制をとりたいという、そういった内容のお話でございました。そうしますと、これはどういったことを目的とするのかどうかということは、ただいま保育サービスの向上ということでございますけれども、

それでは、どういったことを評価するような内容を考え、実行していくのかどうか、それはどういった方々によって評価を第三者がするのかどうか、さらにこれらについては報告書というものについては、当然担当課のほうには来るとは思いますけれども、そういったことの考え方についてもあると思いますので、一連の概略につきましてももう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

それと3番目、これも説明を今いただきました。補助の関係の基準が改定したためということでございますけれども、これについても簡単で結構です。どういった改定があったのかどうか、分かりやすくちょっとご説明いただければと思います。基本的には、そういった意味では当初予算組みされました7,973万円ということについての基本は変わらないけれども、改定のために118万1,000円変わったという、そういった判断をしたいと思っておりますけれども、それで間違いないかどうかも含めてご答弁をいただきたいと思っております。

あとは結構ですね。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、繰越明許費についてのお尋ねの1点目の矢指小学校の改築事業でございますけれども、矢指小学校につきましては本年度、来年度の2か年で改築を予定しているところでございまして、本年度はその4割、来年度が6割ということで議会等でもご決定をいただいておりますけれども、学校等につきましても開発行為の許可が必要だということで、矢指小学校が本市においては初めての手続きになるわけございまして、そういったことから学校全体の敷地の調査等をしていましたところ、その中にいわゆる赤道と言われるものがございまして、その手続きと申しますか、用途の変更をしなければなりませんけれども、その手続き上、利害関係人と申しましうか、それらの同意が必要であると、あるいは開発の許可をいただくためには隣接する者の同意も必要であるといった手続きが必要でございまして、その同意等についてご同意をいただきたくお伺いしたんですけれども、なかなかいろいろなご事情から同意が今のところちょうだいできておりません。ということもございまして、現在設計に入っているわけでございますけれども、それらの境界と申しましうか、同意の手続きを取得するためにちょっと時間を要するのかなということも考えて、一応本年度のものすべてに、予算すべてについて繰り越しをさせていただき、その中で工事が発注できるようになれば当然に発注をさせていただくと。本当に残ったものだけ繰

越計算書により議会の皆様には報告をさせていただくということになりますけれども、この繰り越しの手続きをしておかないと最初の契約をする時点で来年にずれ込む部分の財源がなくなるということもございまして、財源を契約できるようにずらせていただくと、そういったために繰り越しをさせていただくということで、契約ができて工事できるものについてはこの中から順次支出をさせていただくということにもなります。したがって、この額すべてが来年度の支出という考えは持っておりませんで、契約ができて工事ができた部分につきましてはお支払いをし、来年度に繰り越すべきものがあれば計算書によって議会に報告をさせていただくと、そんなことでございます。

続きまして、第一中学校の改築事業でございますけれども、これは9月の議会でご承認をいただきまして、いわゆる経済危機対策の臨時交付金等を使って有利な財源で急遽、改築しようということで屋内運動場の予算をご承認いただいたところでございますけれども、ここにつきましても現在の屋内運動場の面積よりもちょっと大きなものを造ろうということで計画をさせていただきましたけれども、そうしますと、その隣接する地主の皆さん、東側と北側になるわけでございますけれども、6名おいでになりまして、この際ですから境界をはっきり確認してから建設したほうがいいのではないかということで、そういった手続きにちょっと時間がかかりそうだということで、これも本年度予算のすべてについて一応は繰り越しの手続きをここでご承認をしていただきまして、契約ができて工事ができたものについては、ここから支出をさせていただいて、残るものについては来年度からと、そういったことでそれは後で計算書によりまして皆さんにご承認をいただくと、そういったことで、ですから、すべてが繰り越す予定ではなくて、できるものは今年度からも支出をしていきたいということでございます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、続きまして、同じく繰越明許費の中で社会教育費の関係につきまして、生涯学習課のほうから説明させていただきます。

大原幽学記念館の管理費でございます。4,609万5,000円の繰り越しでございます。これは記念館にエレベーターを設置する工事でございます。やはり9月の補正で国の経済危機対策事業を財源として実施をするということで、ご承認をいただいたものでございます。現在の進捗状況でございますけれども、設計業務の委託契約を11月11日に締結いたしまして、現在、設計に入っております。

それで、繰り越しの理由ということでございますけれども、施工に係ります耐震設計です

か、それと構造計算等の関係で建築確認申請が必要になります。この期間が、やはり1か月程度見なければいけないというようなことから、工期につきましてもやはり年度内に完成が一応難しくなったということで、今回繰り越しをお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、保育所の関係につきまして、順を追ってご説明を申し上げます。

まず、9ページの分担金及び負担金の保育所運営費負担金332万9,000円の増の関係で申し上げますと、これは当初延べで干潟保育所の場合に1,176人の児童数を見込んでおりましたが、今現在、延べで1,296人ということで延べ児童数120名増という、そういう見込みによりまして負担金の増ということでございます。

それから、過年度分の関係の推移ということでございますが、なかなか正直申し上げまして過年度分、現年度分の滞納部分もそうなんです、経済情勢よろしくないというようなことで、ここ2年ほどでございますが、保育料の滞納という部分が大きな課題になっておりまして、今現在、年度当初の過年度分の未納額が1,265万9,000円という、そういう状況でございました。それで10月の末の納付状況を見ますと、そのうち281万2,400円ということで、差し引き未納額が984万6,820円という、そういう状況になっております。昨年度の出納閉鎖の時期には、社会福祉課のほうで特別徴収班を5班作りまして徴収事務に当たりました。なかなかそれによりまして効果が思ったよりは出なかったんですが、引き続き課一体となりまして、さまざまな方法を用いながら滞納の部分で徴収率を少しでも上げれるように、頑張っているところでございます。

それで、その次に県補助金の関係で申し上げますが、歳入減ということでございますが、これは歳出のほうの特別請求分との関連でございまして、歳出の18ページをご覧いただきたいんですが、まず、18ページの一時保育事業の関係でございますけれども、これはおうめいと干潟町中央でそれぞれ一時保育、私立でやっただいております。

それで、おうめいの場合には当初1,500人から1,800人という年間ですね、そういう基準枠の中で補助金を見込んでおりましたが、1,500人から2,100人という利用者が多いということで、プラス54万円、その部分に増額となっているところでございます。

それから、干潟町中央でございましてけれども、これは25人から300人の範囲の中での一時保育ということでございますが、これは補助基準額そのものが27万円から45万円に18万円増

加になっておりまして、これで合わせまして72万円の増という、そういうことでございます。

それから、病後児保育でございますけれども、病後児保育の場合には、これは具体的には鶴巻保育園でございまして、先ほど補足説明の中でも申し上げましたが、病後児型から体調不良児対応型というようなことで22万円の減になりまして、これらの特別保育分を県補助金精査をさせていただいた関係、そしてまた、17ページの保育所の指定管理の中にも一時保育、病後児保育の県補助金が入っております、これがその特別分としまして、当初では干潟保育所のほうへ619万3,000円ということで補助金を見込んでいたんですが、補正後はその利用者等の関係によりまして456万円というようなことで、235万3,000円ほど減額になっております。これらの行ったり来たりの中で県補助金そのものが、ここにございますように177万9,000円の減になっているという、そういうことでございます。

それから、その他の補助金についての見込みということでございますが、これは現在のところ変更はないというふうに担当課としては見込んでいるところでございます。

それから、給与費関係でございますけれども、これらにつきましては総務の関係でございまして、我々ちょっと資料がございませんので申し訳ございません。

それから、第三者評価の関係でございます。これにつきましては、実際に委託をしまして実施をするわけでございますが、社会福祉法人等、もろもろの機関、あるわけでございますが、保育の現状、それから保護者の意向、そしてまた、保育所職員のもろもろの保育所運営に関する考え方、そういうようなものがそれぞれ調査項目と申しまししょうか、そういうところで評価を細かにされていきまして、その結果、保育所そのものがどういう状況で、どういう考え方のもとに運営されているのかということを客観的なご判断をいただくということで、委員おっしゃられましたように報告書につきましても、これはもちろん第三者評価を実施した場合には、県のほうへもこれは報告をするようになります。そしてまた、もろもろの情報そのものを公開をしていくということを、これを前提に考えておりますので、その方法等につきましては、今後具体的に考えていきたいということでございます。

それで、あとは一番最後に、先ほど歳入の関係で申し上げました県の特別保育分の改定の内容ということでご質問ございましたけれども、委員おっしゃられるとおりでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、当初予算の県支出金のうち環境所管分の補助金でござい

ます。

当初予算では、ページ28ページの説明欄の5、6、7、8番が環境所管分です。5、6につきましては、これは合併浄化槽の補助金でございまして、おおむねこの補助金でいくかなと思っております。合併浄化槽につきましては、最終的な県の調整が1月に決まりますので、今の形ですと、ほぼ旭市のほうは済んでおりますけれども、1月にならないと正式なあれは分かりません。ただ、ある程度の金額でこの近くの形ではいくと思っております。

それから、7番目の産業廃棄物不法投棄防止事業総合補助金、これ当初予算では99万5,000円、これは額が確定しておりまして、確定通知が県のほうから来ておりまして105万円ほど、7万円ほど増となっております。

8番目の地下水汚染防止対策費の補助金、これについても27万8,000円ですけれども、ほぼこの近い金額でいくと思っております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、県支出金のうちのほう、1、2、3、4番までの所管の歳入の件でご説明申し上げます。

健康増進事業補助金というのは、これは健康教育、健康相談等を行っておりますが、まだ現在実施している中で確定はしておりませんが、それほど変更なくでき、遂行していると考えております。

骨粗しょう症検診についても少額ですけれども、この金額で大丈夫でございます。

それと、3番目、妊婦健康診査と4番目は、なかなか、特に4番の乳幼児医療については、医療費は毎月金額が変わっておりますので、ちょっとこの辺のつかみどころがないというところがございすけれども、一応予算の範囲内で遂行はできると思っております。ただ、これより少なくなるかどうかというのも、ちょっと医療費の関係のほうは分かりませんが、申し訳ないですけれども、今のところは現予算内で遂行できると思っております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 総務課。

○総務課主幹（斉藤 馨） それでは、神子委員から質問のありました保育所関係の職員給与費について申し上げます。

まず、これは全体を通して言えることなんですけれども、職員給与費の共済費につきましては、国民年金法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が6月に成立いたしまして、

平成21年4月から基礎年金拠出金の国庫負担分が2分の1に引き上げられ、それに伴いまして公的負担率も引き上げられました。そういうわけで、これにつきましては平成21年の4月に遡及して適用ということになりまして、不足額が生じております。

また、この保育所関係の職員の共済費が突出しているのではないかとということでございますけれども、他の予算科目においても同様に負担率が増となっております、保育所費につきましては、職員数が100人と他のところに比べますと多くなっているため、額も大きくなっております。

次に、給料、職員等についてのご質問でございますけれども、これにつきましては今回、6号議案でも案件で提出しているんですけれども、人事院勧告に基づく年末の期末・勤勉手当等の支給率の減に伴って、このような金額になっております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） どうもありがとうございました。

それでは、絞りまして再質疑をさせていただきたいと思います。

まず、繰越明許費のほうの件でございます。先ほどもご指摘いたしましたように、教育費につきましては補正も含めてそのまま繰り越しされるという、あらかじめの措置だというふうなことは、これは判断できます。そうしないと困りますのでね、これはよく分かるんです。それで、特に矢指小学校のこの改築事業については、かなり議論しましたよね。例えば、校舎の関係どうかとか、国の耐震の関係で云々とか、いろいろなことの議論をしてきた中で、また繰り越し、そうすると、行政としてはそういったことは恐らく近隣の状況とか、もちろん大原幽学についてもそうでしょうけれども、状況を踏まえて補助金をいただけるのであれば、じゃ、こうしようという目標管理というものをしなければいけない入りの部分というのは、やはりちょっとこう考えさせられる部分があるなど。要は、補助金をもらえるからもらっちゃおうということは、これは20年の対応もありましたけれども、最近それが多いですよね。何だか知らないけれども、合併したから特例債がもらえるからもらっちゃおうとか、その後のフォローというのはいろいろなことが考えられるわけですね。起債の返還とか、あるいは利子の関係とか、ですから、確かに財源は必要かも分かりませんが、そういういろいろなそれによって問題点があるということを十分に把握しながら事業を行っていかねば、このように去年に引き続いて教育民生関係でも4件あったわけですから、また3件出てしまう、そういうようなことが出てくるのではないかなということが自分で思った

もんですから、その対応については悪いとは言いませんけれども、やはりもう少し全体的な管理をするために、入り口がやはり大事なのかなというふうに思うわけです。

したがって、矢指小学校のこの改築事業については継続事業と言われますけれども、じゃ、本当に21年、22年で終わるんですかというふうに、逆にクエスチョンしちゃうんですよ。そうすると、せっかく努力されても協力を今度はしてくれる人が協力してくれないために、今度その人を恨んじゃう。これはまずいですよね。それはどこから発生したかという、自分たちがそういう状況を十分把握しないから、そういったことが起きてしまうわけですから、その方には罪はないわけですよ。ですから、今後いろいろな事業を進める中でそういったことがあると思います。行政だけではできないこと、行政プラス関係者の方々に協力いただくなくちゃいけないこと、そういったことを含めて事務事業並びに事業の主体性を持ってやっていくということが、この補正の裏側にあることじゃないですか。その点、ご認識をちょっと確認したいと思うんです。

それから、一中につきましても補正で4億1,000万円組まれました。これについても予算がいただけたからというふうに、やはりなっちゃうわけですよ。それによって今のご説明によりますと、その隣接する地元の方が6名いると。また、これ6名出てきちゃったんですね。境界をはっきりしなくちゃいけない。これはもう学校があつた以上には、隣接する人は分かっているはずなんですよ。ですから、取り組む取り組まないにかかわらず、そういった体制を十分に整えて、よっしゃというところで補助金がプラスされれば、それが容易に実現できる。繰り越ししなくてもよくなる可能性というのはなかったんでしょうか。この辺は、やはり私は指摘をしておきたいと思います。やはり手続き上、境界が問題だからということで、また人のせいにしてしまうようなことがあったら私はいけないと思います。協力していただくわけですから、そういったことにならないような体制がなぜできなかったのかどうかということについて、あらかじめ分かっていると私は判断しておりますけれども、その補正で組んだものが繰り越しをしなくちゃいけない、そういった状況が地権者があつたということについて、これは今後も出てくる問題でしょうけれども、新しく土地を買えば地権者が必ずいる、市の行政管理でなければですね。そういったこと踏まえて、事業に対する取り組み方の基本的なことについては、やはりまずかったのかなというふうに思いますので、その点は一中については地権者が6名いたということについてはお分かりのはずですから、その点補正を組んだ状況の中ではどのように考えてきたのかどうか、この辺、基本的にお伺いをいたしたいと思います。

それから、大原幽学の関係でございますが、これも補正で9月に補正がされました。エレベーターが欲しいというのは、前からこれ分かっていたんですか。要は、姿勢の問題なんですよ。あの地域一帯をどうしようかという思う中にエレベーターが絶対必要だということを考えておられれば、もうそのためにはどうしなくちゃいけないかということで、あらかじめ机の上でできるわけです。それが、補助金がついたからといって、よっしゃということが、やはり問題点が出てきちゃうわけですよ。こういった姿勢というのは、やはり行政でとるべき姿勢ではないなと私は思うんですけれども、結果的に今、設計の段階に入っていて、結果的に耐震の関係、構造の関係ということで1か月ぐらいかかってしまうんで、あらかじめ繰越明許ということで今回この繰越明許費に、第2表にのっているわけですが、そういった意味で、なぜ年度内に思いがあれば、完成させようという、先送りしないんだという、そういったことがやはり、私、一般質問でも言いましたけれども、皆さんは、職員は旭市の宝なんです。そういったことを真剣にとらまえて、上司がいれば上司に説得する。だから、予算下さいって、逆なんです。だから、予算下さいということで、あらかじめ検討したことについて予算を獲得する。国から予算来たから、ほいさという、これでは後手後手じゃないですか。そういったことも、この3件についても見受けられますし、それぞれの合併してからの状態というのは、まさにそういったことが往々にしてあるんじゃないかなというふうに感じたもんですから、先ほど委員長が申し上げられましたように、私たちの任期は12月までです。したがって、最後の補正でございますので、基本的な部分で私は議論したいと思っていますから、この点について担当課はどのようにお考えになったのかどうか。これは担当が代わったから云々ということじゃ、課長ないよ。課長ないですよ、本当に。もしも課長がまづかったなと思えば、前の人がそんなことが引き続き来たわけですから、やりたくてもできなかったものなのかどうか、それを受けて、できれば自分が自分なりに、よっしゃ、それであればこれは解決しようという思いがなければ、また同じことをその次の人に譲っちゃうんですよ。絶対いけないことですから、そういうことでご答弁をいただきたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 一たん切りましょうか、質問は、これで答えていただきましょう。

○委員（神子 功） 基本的ですから、責めているわけじゃないですよ。その辺ひとつよろしくお願いして、委員長が休憩ということでございましたので、よろしく対応のほうをお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 一たん質問を切ったほうが分かりやすいと思うので、一問一答でやりましょう。

それでは、神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 神子委員からの繰り越し等についていろいろご指摘をちょうだいいたしました。確かにそのとおりでございまして、学校敷等の面積等があるわけですから、その境等については、本来境界をはっきりしておくということが当然のことだとは思いますが。今回、第一中学校の屋内運動場の境界につきましては、この矢指の問題が生じたので、こちらでも慎重にやっつけようということから、そのようにしたわけでございまして、今後またいろいろな事業があると思いますけれども、そういった上に立ちまして進めていきたいと、そのように考えます。ありがとうございました。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、神子委員のご質問にお答えをしたいと思います。

大原幽学の記念館につきましては、もうご存じのとおりかと思います。合併いたしましても、あそこはもう旭市の交流の拠点施設ということでとらえて今までも、またこれからも事業は推進してまいりたいと思います。ご指摘のありました点につきましては、肝に銘じてこれから取り組んでいきたいなと思います。

それで、エレベーターのニーズがあったのかというご質問ですけれども、ご来館いただきますと分かりますけれども、階段が急に、かなりきついというような面がございます。そういったことで、いわゆるどちらかというと高齢者の方が非常にこう多いんですね、最近。現在、顕彰展という形で12月まで実施しておりますけれども、これは新しく発見された資料も併せて展示しておりますけれども、こういった方々、こういった展示物を見学したいという方が非常に多いわけですが、特に高齢者の方が非常に多いということで、これは顕彰展に限ったことではありませんけれども、そういったことで例えばこれは実際あったことですけれども、また今もあることですけれども、かなり高齢の方が来まして、職員が肩をかけて展示室まで行くというような状況がここ続いていたわけでございます。それにこう便乗したわけではありませんけれども、今回のこの経済対策でお願いをしたいということでございます。

そういったことで、ご指摘の点、十分承知いたしましたので、これからそういった形で史跡公園の全体的な計画から、どういう形でこの例えばエレベーター含めて、利用者ニーズに合ったものを造っていくのか、そういうところを十分研究をしていながら、これからの事業に取り組んでいきたいと思いますので、どうぞひとつよろしく願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 生涯学習課長ね、違うんですよ。それ言いわけじゃないですか。私が言っているのはそうじゃなくて、これまでエレベーターが必要じゃないかという議論が交わされてきたのかこないのかということなんですよ。今の答弁は大変申し訳ありませんけれども、現状見たらこうだって、そんなこと私、聞いているわけじゃないんです。要するに、補正というものはどういうものなのかということを確認してほしいんですよ。したがって、9月に補正しました。内容はエレベーターということを聞いています。非常にいいことじゃないですか。それがなぜ年度内にできないんですかということが、まず一つですよ。

それから、私が聞いているのは、補正予算組むに当たって、あらかじめあの場所に絶対エレベーターが必要だということを引き継ぎなり議論されていれば、いい補正があったなって、よっしゃというふうになるんじゃないんですか。そうすると、意見が一致するわけですよ、行政としても。そうすると、お年寄りの方々も喜ぶし、それが市民の目線に立った行政のあり方だというふうに、そこに結びつくわけです。しかし、今の課長の答弁は、そうじゃなくて今のお年寄りがこうです、こうですって、後につけているような感じがするんですよ。そういうことではないということは、私の気持ちを分かってください。そういうことなんです。

補正というものは、当初あらかじめ予定をしておいて、どうしても必要だということが国や県、あるいは市のほうで財源が不足額となるような状況もあるので、これについては検討してずっときているんで、その国や県の補正があるとすれば、それをうまく使って市民のために何とかしよう。それから、自主財源が残ったんで、残りそうなので、これについては大変申し訳ないけれども、繰り越しするとか、あるいは財調に取り組むとかということじゃなくて、年度内に多少使わせてくださいと、市民の皆さん、それでよろしいですかというのが、こういう補正に表われてくるんじゃないんですか。そういったことをぜひ考えてほしいんです。

もう言いわけは、課長に今たまたまご指摘をさせてもらっていますけれども、そうじゃなくて、これ皆さんに言えることなんですよ。皆さんは宝なんだから、だから、できていなければ「できてない」とはっきり言ってくださいよ。それが大事なんです。それを何か言い回しが付け加えて言うようなことになってしまうので、最終的に市長が困り、教育長が困り、長が困るんです。そんな長が困ることはやめてくださいというのが私の本当の気持ちなんです。ですから、言いわけはいいじゃないですか、できなければできない。なぜできなかった

か。反省すればいいじゃないですか。それでできるようにすればいいじゃないですかということ、前進、前進できるように考えていただくことが、合併してよかったなとなりませんか。今、一番大事な時期なんです、そういった意味では。そういった意味で私は議論してきたつもりです。ですから、課長の思いは分かりますよ。やはり口先だけじゃ駄目。本当の気持ちで対応していただくということが、いかに市民のためになるかどうか。そこにうそは禁物なんですよ、でたらめなんです。うそのうそは、うそなんです。うそのうそは、本当になりません。本当の本当は、まさに本当なんです。ここがやはりキーポイントじゃないかなと。そのために皆さんがいてくれるんですよ。だから、議員も議会人としてもっともっと勉強しなくちゃいけない。私も十分反省しています。それはこれから出てくる方々、新人の方々、それから、現職の方々についてやはり一生懸命頑張ってもらう。それが課せられた任務でしょうから、それぞれの立場で、できる人ができるときにできるだけのことをやってあげ、後にいかないんです。そういったことをご指摘申し上げまして、これは答弁いりませんから。

そういったことで、繰越明許費については、ちょっとやや多過ぎると、合併になってからですね。そういったことで新しい教育長もおられますので、事業推進に当たっては通年の予算というものの、補助というものの、それから、一般財源というものの扱いの仕方、こういったものについて十分市民のためになるような活用の仕方の前段を考えていただきたいということで、庶務課長ね、地権者のことについては、これこれからも出てくることでしょうから、あらかじめ十分調査をして、しかも、一中のことについては矢指小があったからという、そういったことで取り組まれていることですから、非常にいいことですよ。そういったことを前倒し、前倒しでやっていただくことがいいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

あと、保育所の関係もありますけれども、これは私の思いはそこだもんですから、ぜひ思いを酌んでいただいて、あとは質問しませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時15分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

神子委員。

○委員（神子 功） 先ほど、繰越明許費についての議論、そしてまた、保育所関係の歳入歳出についての質疑をさせてもらいましたが、終わるつもりでしたけれども、せっかく教育長が新しく着任されたものですから、今の状況を踏まえて何かご見解がございましたら、ぜひ伺いたいしたいと。大変恐縮でございますけれども、その辺ひとつお願いしたいのが一つと。

もう一つ、歳出のほうで保育所に係る件の新しい事業ということでの補正が組まれておりますが、保育所総務事務費の21万円、額は少ないわけですが、これは考えようによっては、よくもとれるし、悪くもとれる。要は本会議でも議論をしてきたわけですが、そこにいる方々がいいこと、悪いこと分からなくて、第三者機関によって指摘されたってできないですよ。裏を返すと、中にいる方々が子どもと接触しているわけです。運営しているわけです。一番よく分かるんですよ。ですから、ここをこうしたいなというのがあれば、一人の意見が一人の意見でないように会議をしながら変えていく。これ容易ですよ。ところが、人から言われたことを、思っていたにもかかわらず人から言われちゃうと人間の心理ってどうですか。嫌な気持ちしますよね。そういったことが、この第三者機関を設置することによって、第三者機関は自己満足にならないか。ただ、指摘すればいいというだけに終わらないか。今度は実際に日々努力されている方々の職員のことを考えると、一生懸命やっている気持ちがどこかに行っちゃうんじゃないか。指摘するならしてくださいよというようなことになったらまずいというのが、頭をよぎるわけなんです。

ですから、基本的にはこういったことを置かないで、もっと本質をとらまえて今の事業をどうしたらいいのか、あるいは問題点をもっと上げていこうよ。そこで上げたら自分の仕事がよくなるわけですから、経費も少なくて済むこともあるでしょうし、それは上司の人が「よくやってくれましたね」ご褒美を与えればいいんじゃないですか。そのために行政改革アクションプランというのがあったんじゃないんですか、ということを私は思います。ですから、21万円というのは単独でこれからやっていくのか、補助金があったものなのか、その辺のところも含めてお願いしたいと思いますけれども、結果的にこれは無用の長物になってしまうのではないかなという私、懸念します、正直。もっと内部的にやるべきことがあるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。基本的なことについて担当課長より伺いたいします。

以上、2点お願いします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（埴田哲雄） それでは、お答えします。

神子委員のご指摘の件につきましては、少なからずあったのかなというふうに思っており、私もそれを今、教育長という立場になりまして、その責任を感じているところであります。いろいろ事情はあったとは思いますが、そういうふうにまずは感じておりますので、そしてまた、今回いろいろご指導をいただきました、神子委員の熱き思いといいますか、そういうものを我々職員一同本当に真摯に受け止め、これからの事業の執行につきましては、それを生かしていきたいというふうに思っておりますので、これからもよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、第三者評価の委託料の関係でございますが、今、委員からお話しございましたように、第三者評価そのものについて、これはプラスの面、マイナスの面、いろいろと現場においては考え方の問題として出てくるということも我々十分想定をした上での第三者評価というようなことで、こういう補正によりまして新規でこういう委託をやってみようということの始まりといいましょうか、考え方とすれば、本庁のほうにおきましては人事考課そのものが試行という形で現在始まっております。現場においては人事考課そのものは、まだそこまで至ってないわけですので、組織そのものとして人云々というよりか、保育所という一つの事業体というような考え方の中で、実際に我々十分把握しているつもりなんです、なかなかすべてにおいて我々の判断だけでそれが100%いいのかどうかということについては、疑問のある部分もございますので、試行という形で今回、第三者によります事業所そのものの評価をさせていただいて、そしてその直していくべき点等、それにつきましては十分その結果を踏まえて事業所の中で協議を重ね、また我々もそういう中に入り、十分保育士をはじめ、現場で働く人たちの気構えといいましょうか、そういうことがなえないような、前向きにとらえられるような、そういう形での結果の取りまとめ、そしてまた、結果の対応という部分では考えていきたいというふうに考えております。

そしてまた、補助金につきましては、これはございません。市の単独の事業として実施をするということでございます。あくまでも今回試行という形で一度やってみて、その結果、

効果があまり期待できないというようなことであれば、あえて次にそれをつなげるということとは考えておりません。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） その前に、福祉課長に申し上げます。

先ほど神子委員の最初の質問に、その評価はどんな人たちにやってもらうのかという質問があったと思うんですが、答弁漏れだと思います。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 申し訳ございませんでした。

保育所そのものにつきまして評価をいただく方々につきましては、まだこれはどういう部分から、どう入るという仮定的なお話ではございませんけれども、保育行政そのものを総体的にとらえられる学識経験豊かな方、例えば大学の先生が適当なのかどうなのか、その辺は今後の詰めになると思いますが、そういう方々と、それから、現場そのものに精通されている現場上がりのそういう経験をなされている方、そしてまた法人等、そういう経営の全体的な部分を見れる方、そういうような方々に入っていただいて評価をしていただくような、そういう委託の契約としたいと思います。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） これは考え方が分かれるところですよ。試行的にやってみたいというお話はよく分かります。じゃ、何のためにということを考えたときに保育所の所長以下、保育所の皆さんは子どもたちのために何とかしようと思っているわけです。保護者も何とか、ある人は面倒見てください、ある人はお願いします。言い方は違いますけれども、要するに働く方々の家庭に対してサポートする役目をこういう人たちに担っていただきたいという気持ち。じゃ、そこにいる後援会の役員はじめ後援会の方々というのは全部の方ですよ。これも子どものために何とかお願いしたい。行政の長は一応は社会福祉課長が全体の長ですね。担当者もおります。そうすると、そこの中であるべき姿というのは出てきませんか。

というのは、今どういう方々ということでお伺いしましたら、大学の学識者、それから、現場の経験がある方、それから、法人で経営されている方、それぞれ思いがあるけれども、評論家的な部分になりかねないと思いますよね。ですから、旭市の保育所はどういうふうにするんだ。お子さんをどのように扱って、どうするんだ。責任持って小学校まで送るのにどうしたらいいのかどうか。幼保一元化がいいのか、保育だけがいいのか、幼児はまた別なの

か、教育別なのか、そういったことの議論は中にあって、それによって保育所はこうしたいというのがあれば、私はこういった機関はある意味では持たなくても十分に今の体制でできる。それが行政改革じゃないかなと私、思うんですよ。

それで、一般質問でも申し上げましたけれども、今年の3月に、総合計画があるじゃないですか。なぜそれをやろうとしないで、なぜ直接こういう補正で評価をするようなことを見つけて評価をしてくれというような試行をするようなことを考えてしまうんでしょうか。私、ご指摘申し上げました。子どもには情緒豊かな子どもになってほしいというのは親の願いでもあり、国の宝としては責任持って自治体がそういったふうにしていこうということが今、国の中では議論されていますよね。まさに旭市は旭一つなんです。だから、いいことは県や国に発信できるようにするということから考えると、いろいろな人が協力して第三者機関を置かないでも十分にできるような状況というのはとれませんかね。というのが私と分かるところです。ですから、補正予算組まれてますけれども、その辺も十分踏まえて、置くのであれば間違いがない置き方をしてもらおう。それで駄目であれば、こういう理由でやめましたとはっきり言えるようにしないと、この補正は無駄になっちゃいますという私は思いますけれども、その点は課長はいかがですか。何でこういったのが出てきたのかどうか、本当にもう少し発想がみんなから盛り上がったのかどうか、それともやれと言われて指示でやるのかどうか、その辺どうなんですか。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） これは上からの命令で云々というそういうことでございません。課の中で現在市内に21の保育所ありまして、民間と公立とそれぞれあるわけですし、公立の割合が旭市の場合には非常に高いと、そういうような状況でございまして、たまたま20年度から干潟保育所の指定管理というようなものも実施をさせていただいているところでございます。それで、干潟保育所につきましても昨年は保護者の皆様のアンケート等をいただいて、その結果に基づいてどういう状況なのかなということで、その指定管理そのものの概要的なものとのとらえ方という部分はさせていただいたつもりでございます。そしてまた、そういう部分を受けてよりよい今、委員おっしゃられますように子どもたちのために、よりよい保育サービスを提供していけるか、そういうようなところも十分私ども踏まえた中で、一度外からのそういうような判断というものも試行的ではございますけれども、やっていく必要が全くないとは言えないだろうというようなことで、今回させていただいたものでございます。あくまでも子どもたちの保育サービスということを提供する公立の保育所のあり方というよ

うなものは、その趣旨でございまして、人云々というようなことではございませんで、あくまでもいいシステムをつくっていくための一つの材料というふうに私どもは考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 最後の委員会なものですから、課長にも本当にここね、さかのぼってこう考えていただくといいんですが、総合計画というのはあれはどうして作られたか分かりますよね。その中には市民の声もアンケートとして入ってますよね。それから、学識者も入ってますよね。当然、一番最後まとめるのは総合計画の審議会なるものがまとめてやっています。あの中には議会議員の考え方も入ってますよね。ということは、取りあえずは旭市のニーズに合ったものだというふうに判断はしてもよろしいかと思うんです。その中でせっかく前期計画したものができていますかいませんかって、自分で検証してみてください。その中に今この21万円の予算がたまたま出ましたけれども、こういったことを内部でやってきたかと。要は保育士の方々が提案持っていると、心の中に、それが出せないような状況にはありませんか、翻って考える。出せる体質がありますかということのを吸い上げるのは、所長かも分かりません。あるいは福祉課長かも分かりません。あるいは気がついた人が提案しなければいけないかも分かりません。でも、そういったことが埋もれている中で、仮にですよ、埋もれている中で第三者機関を作って同じような指摘があった場合に、その方はどう思いますか。言えない体質、言えていればきっとこれはないんじゃないですか、第三者機関のはたから見ても残っている。それはそういった本質をいま一度これから新市長になって、それから、後期の総合計画も立てなくちゃいけないわけです、基本計画をね。そういった中で行政改革アクションプランも当然やらなくちゃいけないという中で、試行ということですけども、もう少し議論して、不用額でもいいじゃないですか。載せたけれども、もう1回議論しましょうって、その不用額の中になったらきっとそれはいい形で残るからよくなりますよ、必要ないということが分かれば。そういったことの議論をぜひ庁内でしていただきたいと、これは要望でございまして。よろしくお願いします。答弁はいりません。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） ただいまの神子委員の質疑に対しまして庶務課長の説明において、繰越明許費の予算の中で小学校費、中学校費、社会教育費の説明に対しまして調査不足やいろいろな問題点が浮き彫りになってきてまして、自分もこれでは飯岡中の建設につきましてもいろ

いろな問題が今後生じてくるんじゃないかなと感じまして、自分もお尋ねしたい点、何点かお尋ねしたいと思います。

最初に、飯岡中が15年度に設計がなされて何の説明もないまま移転建設になったのはどういうわけか、また、市長にそういう部分の経緯をどういうふうに説明されたかお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員に申し上げます。

飯岡中学校の建設の話は直接は関係していないと思いますが、この議案には。それは最後に回していただけますか。

（「はい」の声あり）

○委員長（柴田徹也） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、議案第7号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は本会議でも補足説明を申し上げているところですが、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、高齢者の金銭的な負担を軽減するべく、未納保険料に対する延滞金の割合を一定期間軽減することについて所要の改正を行うものであります。

それでは、改正内容をご説明いたします。

お手元の新旧対照表、6ページにあります後期高齢者医療に関する条例をご覧ください。

表中、下線が引かれている部分、第5条の4行目のところだと思います。が今回改正されるところとなります。

内容としましては、納付期限を過ぎた保険料に対しまして、これまで1か月間に限り延滞金の額を通常の利率の半分以下の利率で積算していたわけでございます。その期間が来年の1月1日からは2か月間延ばして3か月間にするというものであります。

なお、それに伴う今後の影響額、これはちょっと例、例えばの話ですけれども、年間の保険料が50万円、つまり賦課額、保険料が最高額、最高限度に達している方を例にとって積算しますと、今は1月1日から途中でございますので、平成22年度において年度末まで、いわ

ゆる1年間丸々滞納されたと仮定した場合には、改正前で試算した場合の延滞金の合計は2万1,300円、改正後で試算した場合の延滞金の合計は1万4,300円と約7,000円程度が軽減されるということになります。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 1点だけお伺いいたします。

ご説明どうもありがとうございました。今の軽減がどれだけできるかという具体的な事例といえますか、あけてお話しをいただきましたが、現在この後期高齢者の医療費に関する関係で該当になっている方がおりますけれども、現在旭市においては未納滞納というような状況は、どのような状況を推移しているのかどうか。これによって助かるというか軽減できますので、多少はそういった意味では身が軽くなるという思いがありますけれども、その辺の推移についてお分かりでしたらお願いをしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 後期高齢者医療のこの保険料につきましては、平成20年度からというのはご承知のことと思います。それで、平成20年度の歳入において延滞金として徴収した額については全部で6万7,000円でございます。これがもし今回の利率の軽減が20年度の当初から開始されたといいたしますと、試算しますと全体で8,000円程度、いわゆる減収といえますか、軽減されるというような形になろうかと思えます。

平成21年度については、実はまだ途中でございまして、現在のところの状況を申し上げますと、未納金額は約524万8,000円ほどあります、実際のところ。これが今回改正になりますのは1月1日ですから、全部で8期あるうちのいわゆる納付期限としましては7期と8期分が該当になろうかと、今後のことになりますので、ちょっと積算的には今、ちょっと何とも申し上げられないというところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、高齢者福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○**高齢者福祉課長（渡辺輝明）** それでは、介護保険条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

条文につきましては本会議でご説明いたしましたので、延滞金が生じるケースにつきましてご説明いたしたいと思います。

条件といたしましては、1期に納付する保険料が4,000円を超える場合、これで2年間程度あった場合について延滞金が1,000円を超え、保険料と合わせて延滞金を納付していただくという形になります。

それで、具体的にはということになりますと、延滞金を納付していただくケースは非常に限られるのではないかなというように考えております。と申しますのは、介護保険料の納付方法としまして、年金から介護保険料を納付していただく特別徴収の収納率が91%を超えるとともに、市の窓口、あるいは金融機関等で納付していただきます普通徴収を加えますと98%弱になります。このほか納期限後に分納で納付されている被保険者の方、所得金額が少なく保険料率が第1段階から第3段階までの未納者の方、この方の場合、1期の納付する保険料が4,000円未満のため、2年間仮に未納であったとしても延滞金が1,000円に満たず、納付する延滞金はいかかりません。こういうことを考えますと、該当するケースは非常に少ないと考えております。

以上でございます。

○**委員長（柴田徹也）** 高齢者福祉課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○**委員長（柴田徹也）** 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、学校教育課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○**学校教育課長（平野一男）** それでは、お手元に配布をさせていただきました議案第10号に係る資料について補足説明を申し上げます。

本事業は、第二・第三給食センターの老朽化と同一の給食を児童・生徒に供するために、

合併後の新市のまちづくりを進めるための最も基本的となる総合計画に位置づけられた事業であります。

資料の1枚目は、旭市学校給食センター統合改築事業に係る土地買収調書であります。過日の議案質疑でも申し上げましたが、地権者は3名、買収する土地は6筆、面積は5,174平方メートルであります。買収単価は1平方メートル当たり4,000円で、合計金額は2,069万6,000円であります。

なお、買収単価につきましては、海上中学校用地の買収単価と同じ価格でございます。

資料2枚目は、新給食センターの建設予定地を示したものでございます。この場所を今回買収するものでございます。

以上で配布資料の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 一雄） それでは、質疑をさせていただきます。

本会議場での質疑でお伺いしましたが、ちょっと聞き足らなかったことがありますので、重複しない程度に質疑をさせていただきます。

建設委員会を立ち上げて、その建設委員会に基づきましてこの高生のここに選定をされたということであります。それで私は海上中学校跡地はどうなんだということをお伺いしましたら、意見に出まして、そこは住宅地の中であるから候補地に選ばれなかったという話をお聞きしました。そうならば、私はその理由は騒音とか、または排水とか、そういったのがネックかなと思うんですけれども、その点についてお伺いをさせていただきます。

それともう1点なんですけれども、その建設委員会というのは第二・第三の小・中学校の学区内だと思いますけれども、総勢何名の方が建設委員会で、各町から何名ずつ出ているのか、またできれば名前を提示してくれればありがたいなと思っていますけれども、その2点についてお伺いをさせていただきます。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、お答えをさせていただきたいと存じます。

まず、海上中跡地の件で私、本会議のほうでは住宅地というような話で説明をさせていただきました。委員ご指摘のように騒音、悪臭等々のこともございまして、また給食センター

が工場の扱いになるというような、食品工場の扱いになるというようなことからふさわしくないのではないかと、そのような意見が出ました。それによって、それから、現第一給食センターで同様の問題を長きにわたって解決に、住民の方とそういった問題についてこう抱えながら解決に向けて取り組んできたという経過もあったというようなお話を伺ったというふうに聞いております。

続いて、建設検討委員会でございますが、建設委員会ではなくて建設検討委員会という名称でございます。申し訳ありません。

建設検討委員会の委員でございますが、これは町関係者の各関係各課の主幹クラス9名で構成をして、法令等の規則や周辺の環境、それから、衛生、食品の配送時間、電気・水道・排水路の確保等、多方面から検討し、この海上中の北側を最適地として選定したものでございます。現在は事によると部署が違うのかもしれませんが、その所属につきましては学校教育課の課長をはじめ、企画課、財政課、環境課、農水産課、建設課、都市整備課、庶務課、商工観光課の各主幹にお集りいただいて検討を進めてまいったということでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） それでは、再質疑をさせていただきます。

初めの跡地の件なんですけれども、騒音と悪臭ということが今、言われました。騒音、今、空き地です。空き地で何も使われておりません。ですから、それは建物を建てれば多少モーターの騒音とか、それは出ますけれども、昔学校の跡地なんですから、350名ほどの生徒が通っていたわけです。学校教育長は教員でもございます。ですから、そういった学校の騒音というのも随分聞いていると思うんです。それと比較して、今、休遊地ですから、散歩ぐらいしか使われていませんから騒音は全然ゼロなんですけれども、その旧学校のときの騒音と今回この給食センターができた場合の騒音ですか、それはどうなのか、そういった感じがするわけでございます。

それと、悪臭の件なんですけれども、第一給食センター、要するに青年の家でございますけれども、今の給食センターは悪臭は出ませんと私は思っております。その2点につきまして、再度お答えをお願いをいたします。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） まず、学校の跡地であるということでのご質問で、先ほど申し上げましたが、騒音そのものをこのぐらいのレベルだろうというような想定は残念ながらし

ていたとは伺っておりません。ただ、海上中の旧跡地につきましては、今後都市計画区域の見直しの中にも入ってくるのではないかと、そういう見通しもあったようでございます。つまり住居地域という指定は今ないわけでございますが、工場扱いとなる給食センターを建設するのは好ましくないであろうと、こういった意見が出たことが事実でございます。そういった点から学校の空き地、十分な広さがあるわけでございますが、周りにたくさんの住居がある中で、そこに工場扱いとなる給食センターを建てずに他の場所であったほうがよいだろうと、そのような結論に達したと、このように伺っております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） 分かったような分かんないような、私はこの質疑は議案質疑のときにも申しましたけれども、やはりあその場所、今、目的も何もなく、この間の市長の答弁では、今、何も考えていないということでありますから、更地で置いとくという私は解釈しております。そういったあの場所、それは住宅の中かもしれませんけれども、今までお聞きしましたけれども、私は市有地の有効利用ということでぜひああいった使われない土地、これからまだ目的がない土地があるんですから、今の給食センターと距離的にも300メートルか400メートルの所であるし、この用地取得する所でも直線距離にしたら五・六百メートルの所で、距離的にも私は問題はないと思っている一人でございます。その点についてお伺いをいたします。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 先ほど来、給食センター用地の選定について説明を申し上げたところでありますが、これにつきましては本年2月に、16日でしょうか、市議会の全員協議会の中でご説明をさせていただいております。そして、その後の議会の中で一般質問として、この新センターの建設用地の選定と経過についてということでご質問をいただき、回答をさせていただいたりというようなことがございました。その後、予算を決定していただいたという経過があったものですから、肅々との用地取得に向けて準備を進めてきたという経過を私どもはこう、そのような経過というふうに考えているところでございます。どうぞこの辺りについてはご理解を賜りたいなと、このように考えます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 海上中が何か候補地にならなかった理由についてお尋ねします。

1点目は騒音、2点目は悪臭で、3点目は給食センターは工場扱いになると。この騒音については調査はなしと。悪臭は調査されましたか、それについて1点お尋ねします。

それと、将来住居地になると、そういうような説明でしたが、旭市は今現在約500名近くの人口が減り続けています。そこら辺はどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

それと、給食センターが工場の格付になるというご説明ですが、それは工場にも恐らくいろいろなランクがあると思いますが、どの程度のランクの工場扱いなのかご説明いただきたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） まず、海上中跡地はまず候補地になったことは間違いございません。併せて検討させていただいたわけでございます。申し訳ありません。説明が不足でございました。

騒音、悪臭ということで、まず悪臭についての調査についてでございますが、これはしておりません。

工場扱いにというお話をさせていただいた中で、近隣が宅地の中でということで先ほどお話をさせていただいた部分もあろうかと思えますけれども、現在、海上中の近隣の用地がいわゆる住居の設定をとというようなことで決まっているわけではないというふうに認識しております。ただ、住居に隣接した地域というようなことで、そこに大きな施設として給食センターを建てるのはいかがであろうかと、そういうようなご意見をちょうだいした部分もございます。先ほど申し上げましたように、第一給食センターの部分でちょっとそういった苦情等を何年かにわたってこう解決に向けて苦慮したという、または市民の方に大変ご迷惑をおかけしたと、そういった経過もありまして、なるべくそういったものを排除した部分で用地選定をしていこうと、そういう意見があったというふうに伺っております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 旧給食センターの土地は全く何かもう、ほとんど住宅地と密着している状態、それとあと、曲がり角が非常に狭いというようなことから何かもうちょっと下がってもらえないかというような意見があったというような部分を聞いていますが、その他の意見

は苦情等、自分はあまり耳にしたことがありませんでしたが、もっと具体的にお示しいただければありがたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 私申し上げましたのは、第一給食センターの件で先ほどお答えをさせていただきました。その件でよろしゅうございますでしょうか。

（「はい」の声あり）

○学校教育課長（平野一男） 第一給食センターのほうで地域の住民から、いわゆる低周波の騒音といってもこう耳に聞こえる聞こえないという部分はあるかと思いますが、そういったような苦情が寄せられて、過去にキュービクル、いわゆる変電施設、これを囲って音が漏れないようにしていったというような報告、さらには排水施設の配電盤、この位置を移動したという報告も受けております。また近年においては、同じ住民の方からにいとがすると、そういったご指摘を受けていろいろこう点検をさせていただいたと、そういった経過があったと、そういう報告を受けております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 今の海上中跡地はかなり広いんで、そういう部分は建てる位置とか何かこうちょっと工夫しただけで問題解消できなかったのかな、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 繰り返しの答弁で大変恐縮でございます。先ほど申し上げましたように、住宅地に、確かに学校の用地広うございます。ただ近隣が住宅地が大変こう多くなっていると、そういう現状がございまして、そういった中に工場の取り扱いとなる食品製造工場という扱いになりますので、そういった建設確認をとって建設することはできるんでしょうけれども、近隣の住民からの苦情を受けることを考慮していかなければならないだろうと、そういうような意見が出たこと等によって、いわゆる用途指定のない地域とはなっているわけですが、住宅の多い地域となっているというようなことから市がそういった場所に食品製造工場の取り扱いとなる給食センターを建てることは好ましくないのではないかと、そういった意見も寄せられたというふうに向っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 議案の審査の途中でありますが、昼食のため13時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 2分

再開 午後 1時 0分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

向後委員。

○委員（向後悦世） ただいま先ほど担当課からの説明によりますと、騒音は調査ないとか、何かこういろいろな説明の中で、もうちょっと調査よくしてから移転にせよ建設計画こう立てたほうがよかったなという部分ちょっとありますので、今後いろいろな事業展開していく中で、よく調査や何かをこうしっかりとさせていただいて進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） ご指導いただきました点、しっかりと受け止めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑は。

神子委員。

○委員（神子 功） 午前中に引き続いて午後から大変ご苦労さまでございます。

今、第10号の財産取得についての質疑が交わされているわけですが、これでいこうということで今回議案として出てきたわけでございますけれども、この中に、今、質疑・答弁という中に第一給食センターということが騒音の関係で云々という、そういった説明がございました。

当時、私ももちろん旧旭市の議員としておりましたので、いきさつはよく分かっています。第一保育所があそこに移設をしたということについては、もともと旧海匝支庁の入り口の右側に、いわゆる入り口の右側、要するに東側に、現在は卓球場として利用されておりますけれども、ここにセンターがあった。手狭なものですから、どうしようかという検討をしてきた結果、やはり温かいものは温かく子どもたちに食べさせようと。したがって、土地はあっても僻地ではいけない。やはり中心市街地から、中心から放射線状に行くのがベターではないか。そのためには今、空いている土地としては青年の家の用地、そこをある程度拡幅しな

がらやったほうがいいんじゃないかという結論に基づいて、あそこに設置をしたという経過が一つあります。

その経過の中で、下水道問題をどうしようかなと。あそこは排水がないもんですから、これどうしようかなという問題と、騒音の問題については全くなかった問題だったんですね。ところが、設置を終わった後に民家がすぐ近いもんですから、寝静まったときに目に見えない、耳にだけしか聞こえない、しかも、低周波というそういったことが毎日のように何だか原因が分からないけれども、給食センターを設置したことによってそれが出てきてしまった。何だろうかということで当時の給食センターの担当者は毎日のように困り果てて、どうしたらいいんだろうかということで夜、騒音計を持ちながら、そのいわゆる先ほども議論がありますけれども、その食を作る、いわゆる工場としての騒音は何デシベルが適当なのか、これ以上超えた場合にはどうなのかということを、県を交えて調査をした結果、何といたしますか、原因が判明して、これではないかなということから対応したのが、先ほど学校教育課長から答弁があった囲いとか、そういうようなことで非常に難儀をして、その中心地に置こうということから問題があったということは周知の事実なんです。これは我々議員も含めて、特に議員をなされていなかったときのことを考えますと、ぜひ委員長はじめ、委員の皆さんにはぜひそれをまず知っておいていただきたいなという、私からもお願いしたいと思うんです。

そこで、私が今から申し上げたいことは、議員との委員会でやりとりがあります。基本的な線がどうも忘れているんじゃないかなというふうに思っているんですよ。というのは、ここに議案として出てきます。これを中心的に検討した方々については、先ほど学校教育課長が言われました、学校教育関係の方も含めて各主幹の方々がその委員のメンバーである建設検討委員会なるものが庁舎の中で作られたということですから、当然法的な中で市長の諮問か、あるいは教育長の諮問か分かりませんが、その中で議論をした経過というのは議事録がありますよね。そのあるかないかということがまず一つと、あればそういった意味では正直にありますよ、こんな議論をしましたよということであれば話が分かるんですよ。ところが、議員もそれが分からないために、どうも何かおかしいんじゃないか、おかしいんじゃないかなという追及型の話になってしまうんです。これはいけないことだと私は思うんですね。ですから、あるものはこういう経過でこうなりましたからということを書いていただければ、じゃ、今回はそれでいいけれども、後々、後にですね、終わった後にでもいいから協議会を開いて、その内容を見せてくれませんか、あるいは配ることはできますかという段階になると思います。これがやはり開かれた行政ではないかなというふうに私は思いますの

で、議事録が当然あると思いますので、それがどうなのかということ、まずあったかなかったか。あるかないか。それによって今、答弁をいただいていると思えば、それはそれでいいんじゃないですか。

そこでさらに一つ、その今、冒頭に申し上げました第一給食センターの騒音の問題については大変ご努力したんですよ、職員の方々も毎日寝れませんでしたという話も私、聞いています。本当にご苦労されたんです。それが生かされなければいけないではないかと私、思うんです。ですから、海上中の跡地の問題にしても、学校教育課長、ここを聞いてくださいよ。検討した内容というのは、例えばですよ。運動場の敷地がいっぱいあったと、これを民家に寄せたら、そういった問題があります。しかし、寄せて平米数が分かれば、残りの面積についてどうしますかという、その全体的な状態を考えていかないと有効利用にならないじゃないですか。要するに中途半端で終わってしまう。だから、あそここの場所は騒音問題と有効利用という観点から、あそこは候補地に挙がっていたけれども、まずいいんじゃないかなということが議事録に書いてあってほしいんですよ。そうすれば納得できるじゃないですか。何か変に勘ぐってはいけないということもあったもんですから、その点がどうであったのかどうか、そのところをちょっと説明していただければ大変ありがたいということで、議事録の問題と、議事録の中の騒音という問題、それから、海上中学校の用地をどう有効利用するかということに対しての給食センターの位置づけについてどんな議論があったかということを書いていただければ、十分理解できる内容だと私は思います。

さらにもう一つ、この土地を確保したいということで今回10号議案で出ておりますけれども、将来的に今、第一給食センターがありますし、今度ここはきっと第二になると思いますね。そうすると、将来的に人口が減ということで少子化になってくるおそれというのは、これは予想がつきますよね。そうすると、このせつかく今、恐らくアップで考えていると思うんですね。例えば向こう何か年で、今現在これだけ、最高これだけ、将来を見込んで造るというふうにならなければおかしいわけですから、それを見込んでいます。じゃ、あそこが将来さらに第一センターが老朽化したときにどうするんだということについては、考え方をもちですかというのが一つです。

それから、これは要望しておきますけれども、もう一つは、仮に、仮にですよ、仮に食中毒が第一センターであった場合には、これから造られる所である程度賄い切れるのかどうかということも、ある意味では考えておいたほうが私はいいと思います。これは山形県の給食の発祥地と言われている鶴岡市にずっと前に行ったことがあるんですけども、あそこは同

じ場所で、同じ形のしたもののフロアを造って、片一方が食中毒に仮にあった、食材を使ってあった場合には、もう片一方でセンターとして賄い切れるような状況を考えてきた。それによって助かった事例も私、視察に行って見てきています。したがって、万が一のことを考えたときに、人口が減っていくでしょうけれども、あそこで耐えられるような状況というようなものも頭に入れながらこれから検討していただくと、さらによくなるのではないかなと思いますので、その点いかがでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） まず、建設検討委員会の議事録の件でございますが、5回とも議事録をきちっとしてございますので、その中での話として今ちょっとご答弁を申し上げたいと存じます。

申し訳ありません。第一給食センターの先ほどいただきました騒音等の問題については、やはりこの議事録の中にも記載をされておりまして、そのような観点からということでやはり近隣の住民に迷惑をかけてはいけないというような観点からの配慮で、海上中の跡地ですか、これは宅地に隣接している。広さの観点からの細かな検討結果については、少しく読み込んでみたんですが、ちょっとそこには大きく触れている内容ではございませんでした。

それから、したがって、有効利用という観点については、先日、一般質問の中で市長が答弁をされている内容でもあろうかなと思いますので、そちらのほうのお話でできるかと思います。

それから、人口減とともに第一給食センターと第二給食センターがお互いに補完し合えるかというお話であろうかと思います。現在計画をしております新給食センターは3,000食に対応できるということを一つ念頭に置きながら計画を進めさせていただいております。その食数は現在、第二・第三給食センターの食数で約2,700食弱という規模でございますが、完全に補完し合えるかというのと、第一給食センターが仮にもし事故等あったときには完全に補完し合えるというような規模ではございません。この第二給食センター、新たに造る給食センターが同様の場合にも、つまり第一給食センターで確実に補完できるかということそうではないということになります。そういった事故がないように気をつけてまいりたいと、このように考えます。

第一給食センターが老朽化した場合の問題については、まだ現在議論を尽くしているわけではございませんし、またその議論を進めているわけでもございません。平成12年4月に竣工

しました関係から、少しずつ手を入れなくちゃいけない部分もあるわけですが、そういったところに十分にこうメンテナンスをしながら大事に使ってまいりたい、このように考えるところでございます。

以上であるかなと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。

学校教育課長ね、その本会議でも申し上げておりますけれども、職員の方々はやはり4月に替わる要素というのは多いですね、当然。何年かやられて、また違った所に行かれるという、これはもう常でしょうがないですね。ですから、そういった意味でやはり議論したことについては、はっきりと出せるようにしていただければ、それによって議論ができるわけです。これは学校教育課長のみならず同じことが言えるわけで、しかも、新市長は今度は検討委員会、検討委員会って、検討委員会を何かいっぱい作られるような、そういった感じを受けますので、これは先ほども申し上げましたけれども、安易な検討委員会というのはどうなのかなと私は個人的には思っていますけれども、その中でもやはり議論したことについてはちゃんと議事録が残るわけです。それを基本に話をしていただくと、本当に我々も分かりやすい。説明もいただける。うそもなくそれはできるということですから、そういったことについてはこれからもぜひ肝に銘じていただいて、ほかのきょう、職員の方もおりますけれども、そういったことでやっていただければいいと思うんですけれども、その議事録については閲覧というよりも、差し支えなければ委員長にお願いして配布することができますかというのが一つです。

それから、もう一つは、ちょっと検討が足らなかったというふうに思うんですね。というのは、せっかく候補に挙げておきながら、騒音だけのみに固執して有効利用を考えていないという、ここにも問題が私、あるんじゃないかと思うんです。結論だけを議事録に残したのか、それは分かりませんが、いわゆる多方面から議論して、したがって、この場所は適正ではないという結論を出さなければ、今回の議案の10号については出てきたらまずいですよね、と私は認識しています。しかし、個人的に考えますと騒音の問題というのは本当に大変な問題ですから、あそこの場所にあってもいいかどうかと考えると、私はいけないんじゃないか。しかも、有効的な利用を考えたほうが、よりベターではないかなと考えている一人ですから、そういったことを頭に置きながらぜひこれから別のことも含めて検討いただければいい。ただ、議論は足らなかったなと私はそういうふうに思います。議事録の関係だ

けをお願いします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） お話をいただいた内容でございますので、議事録としてございますので、議員の皆様方に供することについては何ら問題ないかというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） ちょっと1点だけお聞きします。

この給食センターを今度新しく造るわけですが、この建てる所がだいたい中心的な部分だと思うんですが、将来的に今の所で、今三つありますけれども、一つに統廃合するという考えとかというのはないんでしょうか、お聞きします。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 第一給食センターが先ほど申しあげましたように、平成12年に竣工して現在に至っている関係から、昭和44年に建てられた第二給食センター、これが一番古い給食センターとして今現在稼働しているわけございまして、それらのことを考えて、第一についてはまだまだこれから使えるというような観点から第二・第三給食センター、老朽化したこの2施設を統合するというふうに考えておりましたので、さらに一本化ということについては、この後のまた論議をしてみたい、このように考えるところでございます。

○委員長（柴田徹也） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、庶務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、議案第11号の中央小学校北校舎について、その工事の概要についてご説明申し上げます。

中央小学校北校舎改築工事は鉄筋コンクリート2階建て、2,194.53平方メートルで、1年生から3年生の用に供する一般教室12、それと職員室及び多目的室等を建設するものでござ

います。

なお、完成は23年3月を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、議案第11号についてご質疑申し上げます。

私は本会議にちょっと出れなかったものですから詳しい内容は分かりません。ただ、議案としていただいておりますので、これについては平成21年度の主要事業ということの中で、これまで取り組んできたことも含め22年度までに事業として取り組んでいきたいことについては承知をしている一人でございます。今、ご説明いただきましたが、継続事業ということで22年の3月完成ということでございます。1年生から3年生まで並びに職員の方々、多目的という教室ができるわけであります。

そこで、今回一般競争入札については本会議でも議論があったというように伺っておりますが、この3億7,149万円ということにつきましては当然継続事業ですから、これについては予算の配分というのがあるかと思います。したがって、21年度については財源としてはどういう財源をどう使うのか。それから、22年度についてはどういう財源をどういうふうに使っていくのかどうかというお考えがなければいけないのかなというふうに思いますが、ただ、入札と考え方、要するに最低価格というのがありますから、予定価格というのがありますので、お考えになっていたことが結果的にこれで契約しようということですから、大まかで結構ですから、21年度が何割で財源はこういうふうに使います。22年度は大まかにこれで財源はこういうふうに使いますということでご説明をいただければと思うのが、まず1点であります。

それから、全体の事業内容ということで手元に平成21年度の一般会計予算としての主要事業の一覧表、私、持っておりますけれども、その16ページに10款の教育費ということで事業の内容が載っております。ここでは、校舎の耐久性、老朽化の改善を図るという、さらに安全で安心な教育環境を整えるための北校舎を改築するというのが目的であって、事業期間がこれは平成20年度から22年度、総事業費が7億4,499万7,000円、事業の内容が20年度までに行われるということにうたっているのが耐力度調査、実施設計、耐震診断、それから、21年度以降については仮設校舎の借り上げ、これは21年から22年、北校舎の解体が平成21年、

北校舎の改築が先ほど申しあげました21年から22年、こういうふうなことで全体の事業内容が締めくくってあるわけです。本年度については仮設の校舎の借り上げ、それから、北校舎の解体工事、北校舎の改築工事、施工についての管理委託ということで事業内容が載っておりますけれども、これまでに20年度までにやってこななければいけなかったことについては完全に終わっているのでしょうか。それから、これから取り組むことについて、これが今回の予算が、今回の工事請負契約の締結終わった後にどの辺までやろうというお考えなのかどうか、この辺につきましてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

工事でございますけれども、本年度と来年度の2か年で、本年度が4割、来年度が6割というような配分をもって実施する予定でございます。これは本体工事の契約で現在、ご審議をちょうだいしているところでございまして、これが議決をちょうだいいただければ、次に電気の工事と設備の工事が予定されておまして、それをすべて合わせますと、先ほど委員おっしゃいました額になるわけでございまして、その入札、契約の額にもよりましますけれども、いわゆる国の補助金が本年度、来年度で予定しておりますけれども、今年は3,569万6,000円という額でございまして、その後、残っている二つの工事もその対象になっておりますので、そういったものを含めて本年度精査をして多ければ少なくしていくし、そうでなければ、何といたしますか、補助金の減額ということはありませんけれども、それに見合う額に合わせていくということになるかと思えます。

この工事をもって中央小学校の北校舎につきましては、あと二つの入札がございしますけれども、それによってすべて工事を終了したいという予定で考えております。当然来年度もあるわけでございしますけれども、あと仮設等、あと解体も終わっておりますので、あと二つの工事の契約を結ばせていただければ、これですべて終わるという認識でおります。

したがって、先ほど1番でお答えしました国費、国の補助金の関係、あるいは市債の関係等については、その契約の額によっても精査をしていくと、そのように考えます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 概略分かりました。

それで、先ほど補正で繰越明許のことについて議論しましたよね。当然これはまたがる事

業で、しかも、申し上げましたように事業費組んでございますよね。要は当初予算では2億8,043万5,000円、このうち国庫支出金が3,569万6,000円と地方債で1億8,560万円、一般財源で5,919万9,000円ということで2億8,000万円余りの予算計上してあります。これもこの契約が交わされれば、一つは終わりましたよね。今度、電気と設備になっている。当然仮設工事とかということも入っていますので、当然に繰越明許しなければいけない事態に発生してきますよね、3月には、という考えが立つんですけども、その辺は今現在どのようにお考えなんですか。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答えを申し上げます。

先ほども繰越明許の時点でお話をちょうだいしましたけれども、中央小学校は大丈夫なのかというご質問だと思いますけれども、仮に今回の議会でご決定をいただけるとすれば残り4か月の中で4割の事業をどうにかやっていけるのではないかとということで、本年度割り当てた分につきましては執行をしていけると、そのように現在考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 補正予算にちょっと戻りますね、関係がありますから。片一方では、そのまま事業も行うけれども、契約が交わされなければいけない事態はあるので、それについてはあらかじめ見込まなくちゃいけないんで、あらかじめ繰越明許費にしました。今回は4割ということは今お話がありましたから、これは当然予定としてはやらなくちゃいけないんですけども、契約等も入っていますよね。そうすると、今回予算組みしたものについて終わらないという事態も発生しますから、当然繰越明許費になってもおかしくないのかなというふうにするんですよ。そうすると、ちぐはぐなことが片一方ではあらかじめ、普通はだいたい私は3月に繰越明許費が出ても通常おかしくないのかなと思っているんですけども、今回はこの議案については当初予算について組み込まれたものの予算のうち、契約について締結をしたいという工事の内容が書かれていますけれども、そういったバランスが本当にとれるかどうか。財政課長はきょうおいででございますので、もしもご答弁ならなければ財政課長のほうからご答弁いただければありがたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 中央小学校の工事に関しましては、たしか債務負担行為組んであっ

たと思うんですね。それですので、これは全く問題がないと思います。来年度予算で、その来年度の分だけを措置すればそれで済む話だと思います。繰り越しとは違うものだと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 了解をいたしました。そういう答弁が必要ですね。はい、ありがとうございました。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（柴田徹也） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の……

（「その他の……」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 終わってから所管事項の報告でやります。

じゃ、もう一度言います。

議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 賛成多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(柴田徹也) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

健康管理課長。

○健康管理課長(小長谷 博) それでは、お手元にウグイス色のチラシがお配りされているかと思いますが、色が違うのがありますかね、水色っぽいウグイス色ですが、実はこれは11日の朝刊にチラシとして配布させていただいたわけですが、常任委員会、あとになって申し訳ないんですが、このチラシの内容についてちょっとご説明いたしますけれども、これは文面に書いてございますけれども、「インフルエンザ警報」が発令されて

おりますが、その以前からも旭市でもかなり新型インフルエンザ等ということで、中央病院が夜間とか救急が非常に混雑して何時間待ちだというような状況がありまして、中央病院のほうで旭市医師会に夜間・休日の診療のお願いできないかということをお願いしたそうです。それで医師会のほうで理事会等はかって、お受けできるということになったということで、急遽、チラシの印刷を健康管理課のほうでやっていただきたいという話が医師会からございましたので、急ぎで月曜日に印刷して業者に渡したんですが、どんなに早くても火曜日には整理して水曜日の朝刊でなければもう間に合わない、それが一番早いということでしたので、そういうことでそういう事情もございまして、チラシの配布ということになりました。

旭市医師会としては当番医、ふだんは中央病院があるということで夜間・休日診療は行っておりませんでしたので、ここにございますように最終は12月19日、要請は6週間ということでお受けしたということで、取りあえず12月19日まで旭市の医師会で臨時診療を開設することの内容でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） 千葉国体のリハーサル大会として全日本卓球選手権大会団体の部を、10月の16日から18日まで3日間、総合体育館で実施しましたが、議員の皆さん方にも開会式においでいただきましてありがとうございました。

大会は大勢のボランティアの皆さんに支えられまして無事終了することができました。大会期間中、選手、役員など競技関係者を含めまして観客4,500人が入場してくれました。また、旭市を訪れ合同配宿を利用した宿泊者は約400人、それから、駐車場はピーク時で約400台の駐車でございました。

リハーサル大会を行った結果、大会の運営面においては各部署への職員の配置時間や配置人員の問題、それから、各係官の連絡機能不足、また体育館内の選手と一般観客の流れ、動線の再検討の必要性、また混雑時の対応、それと新型インフルエンザの発生対策、それから、仮設テントの不足などを含めてさまざまな課題も見えてまいりました。

競技運営面においては、今後、県卓球連盟と協議の場を設け、課題の洗い出しを行います。が、リハーサル大会での情報、反省点を踏まえまして、来年の本大会に向けて万全を期すよう準備を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） それでは、所管事項の報告でございしますが、何かお聞きしたいことが

ありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 先ほどの神子委員の質問に対しまして教育費のところでは庶務課長の説明によりますと、学校の改築事業は赤道の問題とか6名の地権者、これ矢指小は何か赤道の問題、第一中学校は6名の地権者、そういういろいろな問題点が生じてきまして、計画どおり事業が進まないと、これは何か調査不足がいろいろあったかなと感ずますし、またそういう調査不足がいっぱいあるということは、飯岡中なんかはもうこれまでに何かかなりの調査不足があったのかなと自分感ずまして、非常に不安を覚えております。こういう部分は旧町時代に15年度から学校建設、また設計に関して、また設計予算もお金も使われていますし、また議会全員協議会でも何の意見もなく計画が承認されています。また新市にも引き継がれています。こういう経緯がどうやって移転建設になったのか、その部分の説明をお願いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 飯岡中の移転の建設になった経緯でございますけれども、現在の基本計画がございます。これが19年から23年までということになっておりますけれども、その計画を策定するにあたり調査表等を今、見ると、用地の購入費等を見積もってございますので、既に現在の計画は現在の飯岡中の道路を間に挟んで東西に分かれている状況だとか、海に近いだとかという理由から、あの飯岡中を改築しようとするときは移転でいこうということが現在の総合計画の中の前期の基本計画にうたわれているように考えております。したがって、それが本市にとっては最高の計画でございまして、それを忠実に実行していきたい、そんなことで現在は進めていると、そのように考えております。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） これ15年度にできて19年度にそういうふうに変更に、移転建設になった。それまでの経緯を聞いているわけです。全然答弁になっていないでしょうよ。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 旧飯岡町の時代の、これはすべてじゃないんですけれども、私の手元にある資料を見させていただくと、いわゆる基本設計はしてありまして、15年ですかね、されておりまして、その後16年ですかね、実施設計もされているように思います。ただ、いわゆるそれぞれの市町村から千葉県なり国への改築の要望を毎年するわけでございますけれども、飯岡町からは平成17年の4月かな、6月かな、旧飯岡町の時代においてはそういった

要望もなされているようには見受けられないということで……

(発言する人あり)

○庶務課長（浪川敏夫）　そういうことで、いわゆる合併協議会への引き継ぎ事項についても教育部会長に、要するに設計書はありますという書き方はされておりますけれども、具体的にこれを申請中であるとか要望中であるとか、あるいは早急に建設、何年までをお願いしたいという、そういった細かいところまでは入っていないという事実でございまして、でも老朽化していることには違いございませんので、当然に新市になって教育委員会としても検討して、いわゆる矢指小だとか中央小だとか、古い所がございますので、そういった所とどちらが古いかというところでもって22年、23年度に建設しようと、そういったことに決まったような状況だと思います。

○委員長（柴田徹也）　向後委員。

○委員（向後悦世）　では、それは結局、合併協議会で申し送られなかったということに庶務課長は答えているということでもいいですか、新市に引き継がれなかったと。

それともう1点、これね、飯岡町の古参議員、林正一郎議員もおととい、「飯岡中は合併しなかったら平成19年にはでき上がっていたんだよ」と。隣の休憩室で語っていましたが、海上中とこれね、ほとんど同時進行して、海上中のほうが事業採択になるのが若干こう早かったんで、県のほうで1回に同じ地域に二つの予算を盛り込むのは何かちょっと県のほうも財政上ちょっと難しいというようなことを聞いていまして、何かちょっと1年待ってくれないかと。ということはもうそういう部分、学校建設、ちゃんと採択になっていたということなんです、もうそういう話がついていたわけですから。何か庶務課長の説明聞くと、何か全然そういう説明もないし、ちょっと何か職務怠慢じゃないかなというような部分感じますね。もっとちゃんとしっかり何か実態を説明してくださいよ。

○委員長（柴田徹也）　庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫）　ただいまの海上中学校と飯岡中学校が競合してというお話でございまして、その合併の先ほど私が申し上げました、引き継ぎ書の中には海上中は申請済みでもってこのように進んでということで引き継ぎがされております。一方は、飯岡中につきまして採択がされていたという現在のお話でございまして、私はただいまそういったことについては承知はしておりません。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也）　向後委員。

○委員（向後悦世）　じゃあ、お尋ねしますけれども、今こう、飯中移転建設計画で進んでますけれども、最初の建設場所が何で駄目になったのか。また、第2候補地が何で駄目になったのか。また、第3候補地はちゃんと建設計画どおり進む可能性があるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也）　庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫）　先ほど私も申しあげました基本設計なり実施設計がされていて、その場所につきましては、現在の学校の敷地にということで承知しております。その後の今の第2候補地、第3候補地という所が、ちょっと私は承知してないといえますか、現在の場所については、現在市が予定している所は、常々お話しさせていただいている所でございまして、それ以外の場所を候補にしたということについてはちょっと承知いたしておりません。

○委員長（柴田徹也）　向後委員。

○委員（向後悦世）　仮にももとの飯中のほうに建設するとしたら、第1候補地でも仮にいいですよ。そしたらまた移転建設の話、切り替えて、またそういう建設計画の中で最初、当初計画は三川西部の非農用地をこしらえて、市が4町歩買収するからと、それでもって萩園町内寄りでしたよね。それが地権者の同意が得られないから三川西部の土地改良区から除外しようとして除外したわけですよね。結局町の計画が進む、こうどういうわけか順調に進まない。また地権者もそういう同意が得られない。また土地改良区もそのままの進行の仕方では同意率が下がっちゃってまともになっちゃう。だから、それを三川西部の土地改良区からもう外したわけですよね。何でそんなような場所に旭市が学校建設しようとしたのか。そういう疑問もあります。また第2学校建設予定地、これはどっちかといったら北側、バイパス寄りのほう、これは4町歩予定しました。これも三川西部の土地改良区が事業採択に待ってたんでは学校建設が間に合わない。それじゃ、しょうがないから今度はふれあいスポーツ公園を1万5,000平米つぶして、そこに学校建設しようと、何だかんだ4転しているわけですよ、今現在、話が。その部分をちゃんと説明してくださいよ。

○委員長（柴田徹也）　庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫）　ただいまの向後委員のお話ですと、何と申しますか、ふれあい公園の西側のほうにというお話があったとか、あるいはバイパスのほうにあったとか、大変申し訳ないんですけれども、私のところでの用地については現在、私が皆さんにお話をさせていただいている所からしか承知はいたしていないですので、場合によっては農林サイドでそのようなお話があったのかどうかは分かりませんが、現在私が皆さんにお話をしている

ところからしか私のところでは承知いたしておりません。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 庶務課長、それでは全く職務怠慢です。こういう計画が全然過去のことでは分からない。知らぬ存ぜぬでは、子どもらだってかわいそうです。19年度には飯中がもうできていたと。そういうことなんで、やはり何か一番老朽化した生徒が何よりかわいそうです。やはり同じ旭市民であるならば、何よりも公平が大事だと思うし、また今、建設しようとしていた所がちゃんとこう計画年度に着工できるのかどうか、こういう答弁にも何一つ答えない。ちゃんと答弁くださいよ。

○委員長（柴田徹也） この飯岡中学校の建設に当たって、その場所をどうするか、まだ納得をされていないという方もいらっしゃるようでございます。今後のこの飯岡中学校の改修工事はどういった順序で進んでいくのか、その流れをちょっと庶務課長、説明していただけますか。まだこれ正式にその場所に決まったわけじゃないんでしょう。

はい、どうぞ、庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 場所につきましては、現在、予算に設計書を組まさせていただいてありまして、3月にその場所については相当議論をさせていただいたと記憶しておりまして、その上でのご決定をちょうだいしたと私どもは考えております。したがって、場所については、いつか委員会の皆さんにもおいでいただきました場所、そこへ建設をするというもとに現在の設計予算は計上されています。したがって、土地改良事業がこのまま採択をされていくとすれば、そこに建設を予定すると、そういったことで考えております。

○委員長（柴田徹也） というものを踏まえまして、向後委員、どうぞ。

○委員（向後悦世） じゃ、市長はおとといの私の一般質問で、「まだ学校建設は市民の皆さんの理解を得ない限り進めません」と答弁しています。これ最終責任者の市長が決定したことに課長は逆らって建設するんですか。

それともう一つ、この三川西部の土地改良区、平成22年度に土地改良区が事業採択になると課長説明しましたがけれども、これ22年の何月に事業採択になるんですか、お尋ねします。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 1点目の要するに市長が建設しないと言っているのに課長が建設することについてはどうかと、これは……

（「市長は市民の皆さんの理解を得ない限り建設しないと言ったんで

す」の声あり)

○庶務課長（浪川敏夫） 分かりました。

(「建設しないとは言っていない」の声あり)

○庶務課長（浪川敏夫） それは私も市長のそういったご意向は尊重を当然にしなければなら
ない立場でございまして、それはそれに従うというところでございますけれども、私が先ほ
どお話ししたことにつきましては、議会で予算が承認されない限り使えないということがご
ざいまして、3月議会でその設計、移転に伴う設計の予算をご承認いただいたというお話を
させていただきました。その後の後段につきましては、当然に市長が執行者でございますの
で、それには当然従っていかなければならない、そのように考えております。

それと、事業の、いわゆる土地改良事業の採択が22年の4月ということは、私も農水産課
の担当等からお聞きをしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） じゃ、これもし22年の4月、もう約半年足らずです。これ事業採択にな
らなかった場合、学校建設予算や何かどうするんですか。お尋ねします。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） まさしくそのところで現在、その見きわめの注視しているところ
でございます。現在予算はちょうどいしてあるんですけれども、その採択が確実なものかどう
かを見きわめ、設計を委託するということが本年度の作業でございます。したがって、その
辺を農水産課の意向をちょうどいたり、場合によっては千葉県等のお話もちょうどいた
りしながら、最終決定は教育長もおりますし、市長とも相談してその事業の進行といいま
すか、委託等についてご判断をいただいと、そのようなことでございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） じゃ、これ仮に、仮ですよ。22年の4月に事業採択になったら屋内運動
場等々はいつ着工できるようになりますか、これ、答弁願います。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 屋内運動場……

(「三川西部の非農用地の屋内運動場、建設計画に載っているんじゃない
ですか」の声あり)

○庶務課長（浪川敏夫） それは24年に計画をしたいということで、この前も委員会等でもお

話しをさせていただいたと思います。いわゆる現在の計画は22・23年でスポーツ公園に校舎、屋内運動場等を建設し、24年度にグラウンド、屋外の運動場を、今、向後委員おっしゃる非農用地へ建設して終えたいと、そんな考えでずっと3月から説明をさせてきていただいております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） そうすると、三川西部の非農用地をもう取得できるように思っていますけれども、これ児童数とか、そういう関係上で面積出すったって、これ制約がありますね。そういう調査しましたか。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） おっしゃるとおりでございます。建物、校舎等についても制約とございますか、補助の基準がございます。当然にクラスの児童・生徒数によってこうあるわけでございます。運動場も当然そういうのがあります。それはこれだけではないよという基準が主でございます。あり過ぎだとかということは現在そういったことでなくて、飯岡中の317名の生徒でその面積は多いのか少ないのかという、最低限の面積は確保できておりますので、あとはいろいろな部活に使うものの設置をしたりという面積に合う面積は確保していきたいということで、約3ヘクタールの屋外運動場の面積をお願いしているという、そんなところでございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 今までの計画がもう4転もしているような中で、これがまた計画どおりとても進むとは自分思えないんで、もしその計画が進まなかった場合、どうしますか。

（発言する人あり）

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 我々もそれが一番心配するところでございますけれども、予定どおりに建設できることを期待しながら日々努力をしているところでございます。

○委員長（柴田徹也） 先ほどから堂々めぐりになっておりますが、庶務課で……

○委員（向後悦世） 委員長、これは堂々めぐりじゃないですよ。根本から進めていかなければ、この話はもう4転も5転もしているから時間かかるんですよ。こんな平成19年度に学校が完成できてたものが、子どもらが何よりかわいそうなんです。そしてまた、何年先に学校建設ができないものを……

○委員長（柴田徹也） 今そのために今、進めているわけですから、ですから、これから先に起こってくることを逐次委員会に報告をいただきながら協議して進めたいと思うんですが、それでも納得いただけませんか。

○委員（向後悦世） 今の私の質問に教えてください。

○委員長（柴田徹也） そうですか。それでは、庶務課長、今の何か質問に答えてほしいと。庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 向後委員おっしゃるとおり、我々も児童・生徒の学習環境の整備、それが第一でございまして、事業を進めております。したがって、飯岡中学だけ遅くするとか、そういった考えは毛頭ございません。ただ、古い学校から早目とか、そういったことは当然にあります。ありますけれども、飯岡中をあえて遅くするとか、そういった考えがあってやっているわけではございませんで、そういった見方をされるということは非常に残念でございますけれども、今後とも今まで以上にその児童・生徒のための教育施設の充実、それに向けて邁進したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 私、話を聞いていると、本当に何か児童のいろいろな条件を整えてあげたいな、また、ちゃんと恵まれた施設でこう教育をしてあげたいなということがすごく欠乏しているように感じて非常に残念であります。

やはり地元たちの人から一番聞こえてくるのは、「何でそんなに時間がかかるような作業するんだよ。そんだったら第二運動場に建設すれば校舎も壊さなくて、十分な面積もあるよ」と。地元のそれこそ区長さんや何かにも、歴代区長さんにも一言の話もないと。どこでそうやって移転計画ができちゃったり、また子どもらを、こんな何か危険校舎に勉学を学ばせたり、言葉とは何か全く裏腹に自分感じます。

やる手だては、いろいろな議論交わせばいっぱいあるわけじゃないですか。何で話がそうなっちゃうんですか。私これが言いたいんですよ。本当に子どもたちのことを思うなら、第二運動場、あんなに広くて空いてんじゃないですか。プールだって壊せば浜富士跡地のほうにだってつながりますよ。プールだって使っていないわけでしょ、あれ。双葉町だつたつたつて、だいぶ空いてます。あれちょっと小ざれいに建てて寄せたら物すごい敷地になります。何でそういう議論がなかったのかな、地元にも何にも議論なし、議会にも話しなし。もっとちゃんといろいろな議論を交わして進めていただきたいと思います。一番かわいそうなのは

子どもたちです。どう考えますか。

○委員長（柴田徹也） 向後委員に申し上げます。いろいろ考え方はあろうかと思いますが、よりよい建設のためにこの検討委員会を立ち上げて、その中の流れでこういうように決まってきたんじゃないかと思います。全く検討しなかったわけじゃないと思うんですよ。その辺はちょっと言葉が……

○委員（向後悦世） 委員長、いいですか。

○委員長（柴田徹也） はい。

○委員（向後悦世） この検討委員会立ち上がったのは、もう合併してだいぶ後ですよ。何年だと思っているんですか。

○委員長（柴田徹也） 何ですか。

○委員（向後悦世） 検討委員会は何年にできたと思っているんですか。ずっとその間の説明どうするんですか、じゃあ。

○委員長（柴田徹也） その合併前からの流れで決まらなかったものが、それもまた時代の流れで変わってきたんじゃないかと思うんですよ。

○委員（向後悦世） 庶務課長、説明してあげてください。委員長ね、検討委員会がいつ立ち上がったのかもすら分かんないみたいです。

○委員長（柴田徹也） この問題についてはちょっと教育長もおいでですから、どうでしょうか、その辺のお考えがあればちょっと承りたいと思いますが。

○教育長（夢田哲雄） それは、平成、今からいえば、去年の10月ごろに、きのうもちょっとお話をしましたけれども、18年にまずはその当時のPTAの役員と海上中学校の、工事中でありましたけれども、それを見に行きました。そして、そのままにそのときも要望は出したんですけれども、ちょっとそのままになっておりましたので、やはり退職前といいますか、自分のことで申し訳ないんですけれども、その前にやはりもう少し見通しを立てたいということがありまして、教育委員会と相談をして私の一人の、あるいはPTAだけの意見ではなくて、もう少し多くの人のご意見を伺いながら、地元の意見として要望したほうがいいだろうというようなご示唆をいただきましたので、そして10月に建設委員会を立ち上げました。

そして、そのときに私としてはやはり向後委員に叱られますけれども、これからせつかく建てるならば、子どもたちのために10年、20年ね、もっともっと使うものですので、やはり50年、60年使っていくものですので、長い目に立って、あの場所というのはこだわりがあるかと思いますが、私ももちろん飯岡中学校卒業生ですので、あの校舎で育ったわけで

すから、あそこからというようなこともありまして、この場所ではなくて、この場所はいろいろ300人の子どもたちがいれば、その間にいろいろこう生活をしていくわけでありまして、本当に血気盛んな子どもたちがあそこで1年でも2年でもいて、運動場がなくて生活するのがどうだろうか。そしてまたあの場で、場所でこだわっていると、あそこで実際に交通事故があった。幸い私の場合にはなかったんですけども、過去にはあの場で次の運動場に行くときに交通事故に遭ったとかというような事故もありますので、そういうようないろいろな観点から、ほかにどこかいい場所がないだろうかというようなことをお話をし、そして建設委員の皆さんも、それはそうだなということで納得をしていただきました。

そして、そういうふうに納得をしていただきましたので、2回目の建設委員会では一番身近にでき上がりました海上中学校を、じゃ、みんなで見に行こうじゃないか。これから新しく学校造るのには新しい学校を見るのが一番いいだろうということで、飯岡荘にみんなで集まりまして、そこからそれぞれ海上中学校に行って、教育委員会の許可をもらって、そしてまた要綱といたしますか、それをもらいながら海上中学校を視察をさせてもらいました。あれだけの場所で本当にすばらしい環境でありますので、感激をして帰ってきたところで、そしてその帰りに、じゃ、どこにしようかというようなことでちょうどあの何ですか農免道路といたしますか、あの農道といたしますか、昔の、飯岡支所のあの通りを車で帰ったわけであります。そして、じゃこの辺はというようなことで、そのときに飯岡支所の西側ですか、あそこが、ここがいいじゃないかということで新しく土地を買うのもあれだろうからということで、そういうようなご意見をいただきまして、それで取りあえずは了承をもらいましたので、じゃ、ここでということであそこを使わせてもらいながら要望書を作りまして、市のほうに提出をしました。

そして、それが10月の2回目が見終わってから出しましたので、そしてそのままに、回答といたしますか、またご意見をもらったのが11月ぐらいでしょうかね。それちょっと記憶に今ないんですけども、ちょっとあのままの公園をつぶしてはできないというようなこと、全面、全部を使ってあそこに校舎を造るのはちょっと難しいかもしれないというようなことがありましたので、今、使っている人だとか、そういうようないろいろなことをこう考えると、じゃ半分の北側を使って、取りあえずそこに校舎を造ろうじゃないかというようなことがありました。そういうような教育委員会の指導がありましたので、そこで今度は建設委員会へ、またもう一度、一たんそういう要望書を出しましたので、もう一度集めるのはいろいろな事情等がありますので、どうかということで、じゃ、文書でここに今、候補地はこういうふう

にきているけれども、どうだろうかというようなことで文書を出しまして、そしてA案、B案、C案というようなのが教育委員会から回ってきましたので、そこで我々としては今まで進めてきたのでいきますとB案がいいということで文書を出しました。そして、ご意見があればということで文書を出しましたので、その後、建設委員の皆さんからは特に異論のご意見もなかったもので、このままにして教育委員会にこのままでいいでしょうということで、これまでの線をお願いしますということですが、3月の末にもう一度今度はやはりあそこはふれあい公園であるから使うのはまずいだろうということでご意見がありました。そして再度、建設委員会、今度は文書では済みませんので、反対意見でもありますので、お集りをいただきまして、そして教育委員会に来てもらいまして、そこでご説明を受け、そしてその建設委員会のメンバーについては、やはり分かったということでB案を採択したといえますか、B案で、じゃ、お願いしますということになりました。そういうことで教育委員会にもう一度、3月の末ですか、B案でということで、そういうことで進めてまいったわけです。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 教育長、ありがとうございます。急に振りまして、申し訳ございませんでした。

教育長から今までの流れをご説明いただきました。じゃ、それを踏まえて、向後委員。

○委員（向後悦世） 今、教育長から説明いただきました。全然説明になってません。建設委員会が立ち上がったのは最初の候補地が壊れてからでございます。なぜそうやって経緯をちゃんと説明しないんですか。

一番最初の候補地はふれあいスポーツ公園の萩園町内寄りの4町歩でした。それが壊れてから建設委員会が立ち上がったんです。何だ、そんなのはって、この事実は隠せません。もっと真剣に取り組んでもらなきゃ困ります。

○委員長（柴田徹也） 教育長。

○教育長（夢田哲雄） 先ほども言いましたように、私の知っている範囲で今、お答えをしたところでありまして、その萩園の、何でしょうかね、西のほうですか、そういうことについては私のほうとしては場所を決めるわけでありませんので、要望としてあくまでも……

（「私は西のほうと言った覚えはありません」の声あり）

○教育長（夢田哲雄） いえちょっと、ですから、私もよく聞き取れなかったところもありましたので、それは失礼しました。そういう以前の経緯については本当に分かりませんで、私が知っている範囲でお答えをしているところでもありますので、どうぞよろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） そういう大事な経緯が知らないでこのうと何かこう、ここだけしか知りませんというのは、教育長、職務怠慢ですよ。

○委員長（柴田徹也） ちょっと向後委員に申し上げます。ちょっと言葉が強いようです。その私よく分かりませけれども、その案というのはまだ表立った案じゃなかったんじゃないんですか。ほんの一部の方の話じゃなかったんですか。

○委員（向後悦世） それはちゃんともう動き出しました。それが壊れちゃってから学校建設検討委員会が立ち上がりました、どういうわけか。

○委員長（柴田徹也） これどういたしましょうか。

○委員（向後悦世） そういう部分ちゃんと説明してください、教育長。

○委員長（柴田徹也） ちょっといいですか。進行について今、神子委員からございます。
神子委員。

○委員（神子 功） 今、報告事項の中で議論がありました。これは一般質問でやられてもいいような内容でもありますし、また別のところで議論してもいい内容、要はオープンに話をしなければいけないことというふうに私は認識しております。

一番の問題は何かということを決める必要があると思うんですね。要は建設の検討委員会というのはこれは私的で、誰がどういうふうなことで委員会を作ったかというのは、行政からして見た場合に、あくまでも参考にするのかどうかというのがあれば、これはあくまでも参考であってですね、決定ではないということが一つ。教育委員会のほうで指示をしたのであれば、これはあくまでも教育委員会としての指示ですから、それを受けて今後どうするかということについては、それを基に煮詰める必要がある。どういった問題点があるのかどうか。問題点はないのか。無理があるのかないのかということで、誰が議論したかということをおつちに置いといてもですね、そういったすり合わせが必要であつたのではなかったかというふうに思うわけです。ところが、この件については私も途中から文教福祉の委員になりましたけれども、細かいことについては委員の皆さんにも承知されてなかったんじゃないかというのが一つあります。

それで、今、私なりに問題点を考えますと、この問題は子どもたちということ考えた場合に、一番危険性があるのは議論の中ではですね、横断するのに今、屋外運動場と校舎で事故があるからという問題も聞いております、一つに。じゃ、それを問題解決するために、事故が本当に多発してきたのかどうか。これも検証する必要があるんじゃないかと。それが検

証できれば、今の土地で飯岡荘の裏の屋外運動場のところを野球場も含めて校舎を整備しながらやるということについては、これは海上中は全部移転しましたけれども、旭二中は同じ場所で同じように、場所が狭いということで反論したって、これ旭ではケースがあるわけですね。ケース2なんで、二つあるわけです。

そういう交通安全の問題と、それから、今度は場所の問題。じゃ、そこが駄目だというふうに位置づけた場合に、今の問題が浮上してきました。何でそれが浮上してきたかというのは、あそこがいいだろうと。誰がいいだろうということの結論的には教育委員会が方向づけを確認して、これでいきましょうと、議会で予算を通しましょうという流れでしょうけれども、人の土地、まだ決まっていない土地をあそこで設計をこういうふうにしようとしたものが、もしも仮に人の土地が購入できなかったり、人の土地を当てにしていたことができなかったときに、じゃ、どうするんですかと、もう片一方の所については議論をされてますかということも、やはりこの委員会の中では議論をする余地があるんじゃないかなと。予算は予算でこれ通りましたよ。しかし、具体的にするとときに、さっきの繰越明許じゃありませんけれども、そういった事例が発生している以上は、しかも、人の土地で、まだ22年の4月云々と言われていますけれども、それは本当に進行形の中ではっきりできるのかできないのかということにもかかわらず、人の土地を学校用地の子どもたちのために用を供するということが本当にいいのかどうかということについては、もっともっと議論するべきだと思うんです。だから、予算については今から残ってもいいんじゃないですか。それはもう恥をかいでも、お互いにいいと思うんですよ。ただ、子どもたちがよくなってほしいという願いであれば、その辺のところのコンセンサスというのはあってもいいんじゃないかなという、きょうは報告事項でございますから、そういったことで問題点をどんどん詰めていけば方向づけはできると思うんですけれども、委員長、いかがでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 所管事項の報告ですが、時間も経過しております。2時半まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時32分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事項の報告を続けます。

向後委員。

○委員（向後悦世）　じゃ、学校建設の経緯は教育長もそういう、何年だっけ、20年ころからのお話以前のことは分からないということなんで、またよく資料等を調べていただいて、また自分もともに勉強しながら、きょうは何か分かんないような方、あまりお互いに分かんないところを言えといっても、これ無理な、話がちょっと難しくなるかと思いますので、ともかくもう自分は、子どもたちがそういう危険校舎で勉強するのは非常にかわいそうだなと。なるだけ早くこう校舎建てて、いい環境で勉強してほしいなという一心から質問させてもらったし、またそういう手だてがやはりこうこっちが駄目ならこっち、こっちが駄目で、「すぐ隣に建ててれば、近くに何かすばらしい場所があったじゃないか」と市民もこう言っているわけですよ。そういうことにもっと耳を傾けて、また市長も何かそういう「市民の気持ち尊重する」と、おとといの私の一般質問で答えているわけじゃないですか。やはりそういう市長のもとにこう手足となってスタッフの皆さん頑張っていたきたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。きょうはこれで質問を終わります。

○委員長（柴田徹也）　ご苦労さまでございました。

これ所管事項の報告に対するお聞きしたいことということで聞いていただいたんですが、これは大事なことだと思ってどんどん意見を出していただきました。結論が出る問題ではないと思いますが、どうぞこれだけ問題点を多く含んでいる件もあると思います。どうぞ、その点を十分踏まえていただいて、今後の執行に当たってはくれぐれも慎重に物事を進めていただきたいと思います。

それでは、ほかにお聞きしたい点ありますでしょうか。

（「その他ですか」の声あり）

○委員長（柴田徹也）　そうです。

景山委員、どうぞ。

○委員（景山岩三郎）　どうもご苦労さまです。

教育長、先日の一般質問で神子議員が「教育は旭から発信するんだ」と、大変いいお話を聞きまして、ぜひ教育長のもとですばらしい教育が旭市から発信できるように、ひとつ十分にふんどしを締めて頑張ってもらいたいんです。やはり一先生によって、その子の人生が変わる場合がありますので、そういうことも考えて先生の教育、また先生はこれ子どもの教育ですから、ひとつ頑張ってください。お願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 景山委員には激励をいただきました。どうもありがとうございました。

ほかにお聞きしたい点ございますでしょうか。

神子委員。

○委員（神子 功） 何かお疲れのところ、本当に大変申し訳ありません。何か予定では、きっと午前中に終わったと思うんですけれども、大変委員の一人として申し訳なく思っております。

お疲れのところ大変恐縮なんです、今回の補正の関係でも申し上げましたけれども、特に平成21年度については17事業が繰り越しがあったということで、冒頭に申し上げましたけれども、その事業の中で民生費と教育費にかかわる事業が合わせて4件ありますね。

一つは、若干矢指小の問題触れましたけれども、中央小学校におきましては7月ごろ完成予定ということで、建築確認申請に基づくものが一つありました。これはもう終わっていると思っております。これ報告があったかと思えますけれども、そういったこととか、矢指小に関係するものにつきましては、用地の補償費という交渉によって不測の事態が発生したということで、これが事業の完了は12月の予定となっておりますので、これがどうであったのかどうか。さっきは別の件で聞きましたけれども、繰越明許費の20年度分ということで、その事業の完了は12月予定というふうに6月の定例会のときに、たしかお話があったと思いますので、これがどうかということが一つですね。

それから、もう一つは、旭二中の関係で7,102万2,000円の用地の拡張工事、これに伴っての屋内運動場の部室等、屋内運動場、部室等の位置が定まらなかったということの中での設計の見直しを行ったことによる遅延ということで、今年のこれもやはり事業完了は12月の予定となっておりますので、この経過についてはどうだったのかどうか。この二つについて経過説明を簡単に結構ですから、まず12月だけれども、終わったのか終わらないのか。終わらなければどうなのかということにつきましてお伺いをいたします。

全体的に、ぜひ教育長おられますし、財政課長もおいでですから、お願いしておきますけれども、まず、単年度予算ということで国では2年か3年がいいじゃないかという、これが議論があるような状況がありますけれども、取りあえず一般会計につきましても単年度予算ですから、単年度に計画を組んだものが単年度で終わったのかどうかということで、3月以降、5月に締めて、それで決算をしながら9月に決算の状況をお示するというそういう流れになっていますよね。どうしようもないものについては議論がありますように繰越明許して、どうしようもないものについては繰り越しになって、そういうふうなルールに基づいて

やっています。したがって、どこが基準かという当初予算が基準なんですね。ここには主要事業等がいっぱいありますから、それがどのように推移してきたかということについては目標を掲げたわけですから、いつ終わらせようとするのか。そのために入札が必要であれば、いつ入札を行ったほうがいいのかどうかということで、計画を持って年度を終わるという、それが必要なために途中でどうしようもなければ補正予算ということが手法としてあるわけですね。

そういったことを考えますと、これも我々議会の任期は、もう議員の任期は終わってしまいますけれども、そういった意味では、まずこの当初予算というのは常に持ち合わせてほしいのと、それによって必ず各担当課のほうでは事業があれば事業の推移を図るわけですから、この事業は3月までにどのような日程で進むのかどうかということは当然作っていかなくちゃいけない、それによって課長さん方はそれを見る。担当者はうまくいくかどうかについて一生懸命努力していくというようなことの中で、補正が組まれたならばそれはここにプラス要素がある、あるいはマイナス要素になるということもあるし、新しくここに加わるというものもありますから、あくまでもこれが基準ですね。最後にその年度終われば、その結末が出るわけですから、それを検証して9月で決算に向かうと、こういう流れですから、ぜひその9月の、あるいは12月の議会で補正に対して云々ということについては、中にはそこだけの議論の方もいるでしょうけれども、私の場合にはずっと追ってきていますから、そういったことを頭に入れながらやっていただくと非常に分かりやすいし、議員もそういった意味で勉強しながらやっていくという状況がつくれますから、ぜひこれはお願いを、ちょっとくどいようですが、新教育長がおられますので、財政課長は特に全体の予算を掌握する方ですから、ぜひお願いしたいのと、これは私からの最後の要望にさせていただきますので、以上、繰越明許費についての20年度分どうなっているかどうか。

それから、一つ、先ほどの報告の中で健康管理課長が言われましたインフルエンザの件、チラシも確かに私も、新聞折り込みで見させてもらいました。ありがとうございます。これはいいんですけども、今年の場合、特に恐らく健康管理課に一般の市民の方々から季節のインフルエンザ予防をどうしたらいいのかとか、あるいは新型に関係するインフルエンザの予防はどうしたらいいのでしょうかという問い合わせが恐らくあったかというふうに思えるわけです。私のところに一つ相談が来たこともあるものですから、報告に基づいて1点だけちょっと今後のこともありますから、ぜひお願いしたいということも含めてちょっとお話しさせてもらいます。

それは、お子さんをお持ちの方々は新型インフルエンザということで、もう日本国中蔓延している中で、季節のインフルエンザというのは当然あるわけですね。ところが、その方は健康管理課のほうに問い合わせた。「インフルエンザ予防をしたいんですけども、どうしたらいいんでしょうか」ということを言ったそうであります。そうしたら、答えがこんな答えらしいんですよ。「自分でお調べください」ということが返ってきたらしいんです。これは言ったか言わないか、これは分かりません。しかし、私に電話いただいた方は、要はこういうことだと思うんですね。インフルエンザの予防を受けたいんですけども、どのようにしたらいいんでしょうか、あるいはどこに相談したらいいんでしょうかという相談だと思うんですよ。そのときに答えられることについては幾つかあると思います。一番いいのは「健康管理課では扱っておりません。しかし、中央病院をはじめ医師会の病院の中で扱っていると思います」とか、分かっているならば「扱っています」、したがって、どのようにしたいんですかということをお願いして、とにかく予防接種をしたいんだという人がいたならば、自分で調べてくださいということよりも、そしたら今、このチラシがありますように、ここにご相談くださいということができたかできなかったかということで分かれてしまうと思うんです。

私が伺ったのは「自分でお調べください」と、それから、30件も調べたそうです。結果的に大変だったという思いをした市民がいました。このことについて、10月20日、23日ぐらいだと思うんですけども、そういった相談がありました。今までずっとこういうふうにくたというものは、そのことで云々ということできませんので、今回チラシをまいりていただいた。これは将来的にも必要ではないかなということで個人的にお伺いしようと思ったんですけども、行き違いというのがありますので、やはり公の場所で確認させてもらいたいということで、きょうまで延ばしてきました。したがって、人間というのは本当に自分の思うように答弁が、話が来ないと、やはりその人、悪く思ってしまうということもありますので、やはり的確な判断のもとに的確にお話をしあえる。その人の身になって話をしてもらえれば必ず間違いはないと思いますけれども、そういった事例がありましたでしょうか、ちょっと確認します。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 今、健康管理課では季節性のワクチン接種と新型インフルエンザについての問い合わせで、もう電話は鳴りつ放しでございます。委員おっしゃいますように、当初そういう電話がなぜあるかということは、新型が優先順位ということで、まず受

けられない年代の方が、まず高校生以上から65歳までがまずある。小さいお子さんでも小学生でも、まず妊婦、それから、1歳未満、基礎疾患のある方とか、その優先順位がつけられたために、少なくとも季節性インフルエンザなら受けられるだろうという人間の心理が働いたと思うんですけども、その例年以上に物すごい数の季節性インフルエンザが受けられても、各医療機関もこういうのは今までにないと、ワクチンが足りないということはないというようなことであったんです。

うちのほうもそういう問い合わせというのは65歳以上に対して1,000円の補助というのはお知らせしておりますけれども、一般の方についての問い合わせってほとんどなかったんですね。任意接種ということもございまして、かかりつけの医院で、今までは医院で接種、小さいお子さんなんかはしていただいていると思いますけれども、去年までだと、それでワクチンが足りていたんで全然問題なく、そういう問い合わせはまずなかったと思うんですが、まずワクチンが足りないということ。ほとんど今現在でも足りないということで、そういうことを踏まえて、うちのほうは全医療機関に、それから在庫の確保とか、それは必ず1週間に一遍でもいいから教えてくださって連絡しまして、各医療機関の一覧表を作りまして、公表できるかできないかの有無まで全部一覧表作って、職員が電話対応できるようにしました。

最初のもう1週間もたなかったぐらいですね。もう公表されては困る。もううちはありません。もうそういう状況で各医療機関から、市民に情報提供しないでくださいと。医療機関でもやはりかかりつけの方、患者さんを優先したいからということで、一見さんはお断りという対応が医療機関でもやはり言われたそうです。それをやはりうちのほうの健康管理課にももう文句がすごい、病院が何で、「一般市民はインフルエンザかかってもいいのか」、「勝手に死んでもいいのか」というようなたぐいのものから、いっぱい苦情来ています。それについては今、言ったように「申し訳ないけれども、ワクチンがもうないものですから、幾らうちのほうに言われても困ります」と、「あとは次の入る情報は11月の中旬ごろにワクチンが入荷されるという情報も二・三の医院からはいただいております」と、かといっていつ入るか確実にお知らせできません。そういうわけですから「各かかりつけのお医者さんにご自分でご確認していただきたい」と、そういう対応をしたと思います。対象も少ないから、やはりそう言われても、「自分で調べてください」というのが、「自分でかかりつけ医に聞いて確認してください」と言った言葉が、もうやつらは調べないとか、やつらは自分の思いを聞き入れてくれんとか、要するに、うちのほうは何と言われようともお医者さんにもワク

チンがない限り、お医者さんもできないと、そういう状況であります。

新型インフルエンザについても今のところ、ワクチンについては、もうこれが本当に優先順位だけしか来ないので、もっと早くできないのかとかといって、妊婦についても妊婦はこの辺だと中央病院、旭市では産科がございませんので、それ以外の医院さん聞かれても、お医者さんもそういうことを言ったとか、やはりお医者さんの対応まで全部うちのほうへ今、パニック状態です、実際、いろいろな問題があります。うちのほうは国の優先順位に従ってという説明はしております。しておりますけれども、「おれが死んでも構わないのか」とか、「おまえらそうやって言うのか」とかって、そういうもう電話の対応になっております。

しかし、うちのほうはあくまでも国の基準に従って、ワクチンも市が用意するものではなくて受託医療機関が必要量を地区医師会を通じて、地区医師会が県医師会へ要望を出して、県医師会から県がそれを受けて薬剤の卸売会社へ需給量を発注して、医療機関に優先順位ごとに医療機関にお配りしている、そういう状況でございます。うちのほうの説明としては、そういうふうにやっております。事実もう、今、情報提供はできないというのが現実です。お医者さんからももうお断りされちゃっています。言っちゃあ困る。きのうかおとといですか、干潟内科医院さんも、ちょっとじゃ、うちに入りましたからという情報くれたんです。言ったらもう10分、30分ぐらいですかね、そのぐらいでもうお断りが、「もう知らせないでください」と。本当にもう常に皆さん聞いているのか、電話そこら中こうかけまくっているのか分からないんですけれども、ちょこっと入ったと言ったら、もう30分かもう1時間たたないくらいに「もういっぱいです」ってお断りが来ているのが、そういう状態でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 庶務課長、ちょっとお待ちください。すみません。

内容はそうだと思うんです。だけれども、やはり言った言わないとか、これはなかなか難しいんですよね。実際問題、私もインフルエンザの季節の予防接種してもらった所がありましたんで、すぐ電話して確認したら、今年は例年よりもワクチンがないんですということで、「どのように対応されていますか」と言ったら、ワクチンがだいぶ少ないんですということで対応しているみたいですが、けれども、「市役所との連絡調整は」と言ったら、それは何かあんまりやっていないみたいな、そんなニュアンスでした。ですから、恐らく間違いないと思うんですけれども、やはり市民は健康管理課は一つですが、市民はいっぱいですよね。そういうパニックのときにやはりその対応が困るんじゃないかなというふうに思いますので、

私に相談が来た方は、あまりにも「自分で調べてくれ、調べ方が分からない人が調べてくれと言われたけれども、分かんないよね」って、というような苦情が来たもので、これは受け止め方の問題もあるでしょうけれども、そういった事例がありました。

ですから、現状は分かりますけれども、特にインフルエンザというのは全国蔓延していますから、これにかかわらず、あるときに、ある問題が発生した場合に、そのやりとり、どういった方向でいくかということについては打ち合わせはされていると思うんですけれども、やはり一人の同じ人が話をするにしても、やはり違った話し方になってみたり、あるいは違う人が話をしたら全く違ってみたりというおそれが無きにしもあらずですから、その点は今後ぜひ気を配っていただいて誤解がないような取り組みをしていただきたいなということで、ちょっと参考にあったものですから、できれば皆さんに聞いていただいたほうがいいのかなと思って、少し自分で温めておいたことをお許しいただきまして、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。じゃ、庶務課長、お願いします。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、繰越明許、20年から21年への矢指小学校と第二中学校の、矢指小学校につきましては用地購入に伴う上物の補償の件、第二中学校につきましては部室の設置場所の変更に伴う繰り越しということでございまして、矢指小学校も補償について合意が得られまして、補償もすることができましたし、土地の購入もできました。第二中学校の部室につきましても、ほとんど現在でき上がっておりまして、今月中に検査、完成検査ができる予定でございます。

いずれにしても20校の小・中学校でほとんど手を加えない学校が5校程度ほど、15校についてはいろいろな工事を18年からやっているところでございまして、場合によっては有利な財源を、本年度なんかもそうでございますけれども、活用しようということから、無理やりではないんですけれども、いろいろ計画をして予算のご審議をちょうだいして決定をしていただくと、そういったことの繰り返しでございまして、本来もっといろいろな調査等をしながらやればいいんですけれども、財源の有利性というものも見逃してはいけないということから、いろいろ事業をやっております。

したがいまして、こういった繰り越しということも先ほど来ご指摘のとおり、毎年のようにできてしまいますけれども、いずれにしても我々、私ももちろん、うちの職員もみんなそうですね、児童・生徒の学習環境の改善等のためにその仕事を常々やっているわけでございます、なるべくそういった繰り越し等をなされない、しないような事業の設定等に

努めたいと思いますので、今後ともよろしくご指導をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。

そうしますと、矢指小並びに旭二中のそれぞれ20年度における21年度への繰り越しについては、予定では12月予定、いずれも事業完了予定ということについてはめどが立っているという、要するに12月に終わるなど、めどが立っているということでよろしいですね。分かりました。そのことだけ聞かせていただければよかったんです。

じゃ、最後に1点だけお伺いいたします。

児童福祉費の子育て応援特別手当給付事業、これは何か本会議か全協か何かでお話をされたというふうに伺っているんですが、私、全協も本会議も欠席しちゃったもんですから、その点、国の第二次補正関連で繰り越しをしようということでいろいろ議論がありましたけれども、これは4,402万4,363円、事業完了は10月ごろというように議論がされてきたところですけれども、これについてはどのようなになったのかどうか、経過も含めてお知らせいただきたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） ただいま委員からお話しありました関係につきましては、市長の政務報告の中に入れさせていただきましてご報告を申し上げたところでございます。それで、もうすべてこの給付につきましては9月の半ばに終わっております。それで、実際に実績で申し上げますと874世帯、914名でございますけれども、給付総額におきましては3,290万4,000円、これは100%完了をしております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（柴田徹也） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

長時間にわたりまして大変ご苦勞さまでございました。ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 3時 0分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 柴 田 徹 也

建設経済常任委員会

平成21年11月16日（月曜日）

建設経済常任委員会

平成21年11月16日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管
事項

議案第12号 市道路線の廃止について

出席委員（6名）

委員長 嶋田 哲 純

副委員長 滑 川 公 英

委 員 嶋田 茂 樹

委 員 平 野 浩

委 員 林 七 巳

委 員 平 野 忠 作

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（20名）

副 市 長 増 田 雅 男

商工観光課長 神 原 房 雄

農水産課長 林 清 明

建設課長 北 村 豪 輔

都市整備課長 伊 藤 恒 男

下水道課長 佐 藤 邦 雄

農業委員会
農事局長 伊 藤 浩

その他担当
職 員 13名

事務局職員出席者

事務局長 加 瀬 寿 一

事務局次長 石 毛 健 一

主任主事 飯 嶋 健 悟

開会 午前10時 0分

○委員長（嶋田哲純） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい趣旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承をお願い申し上げます。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。また、きのうは産業まつりのほうにご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、委員会に審査をお願いいたしますのは、議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第12号、市道路線の廃止についての2議案でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようよろしく審査をお願い申し上げまして、あいさつといたします。

ご苦労さまでございます。

○委員長（嶋田哲純）　ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（嶋田哲純）　ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、市道路線の廃止についての2議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（林　清明）　議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算のうち農水産課所管の部分について補足説明を申し上げます。

補正予算書の20ページをお開きください。20ページから21ページにかけてでございます。

6款1項3目農業振興費の247万2,000円の増は、水田農業構造改革事業補助金の増でありまして、県単の新規需要米拡大事業を活用し、生産調整協力者へ支援するものであります。これは、飼料用米、ホールクroppサイレージ稲、米粉用米を生産した農家に対しまして、10アール当たり3,000円を補助するものであります。今年のそれぞれの栽培面積は、飼料用米が約58ヘクタール、ホールクroppサイレージ稲が23.2ヘクタール、米粉用米が1.2ヘクタールで合計82.4ヘクタール、これで補助額247万2,000円となるものであります。

以上です。

○委員長（嶋田哲純）　ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純）　担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純）　特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、建設課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 議案第12号ですけれども、市道路線の廃止については、本会議で説明したとおりですのでよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） 建設課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑ありましたらお願いいたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（嶋田哲純） ないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（嶋田哲純） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、市道路線の廃止について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（嶋田哲純） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（嶋田哲純） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、商工観光課の所管につきまして、3点報告をいたします。

1点目ですが、旭市商業振興連合会が去る4月に発売をしました期限付きプレミアム商品券につきましては、10月24日に6か月間の使用期限を迎えました。10月31日現在の換金率について報告をいたします。

発売総額2億2,000万円のうち換金額は2億1,528万5,000円、換金率は97.9%というふうになっております。加盟店は558店舗のうち換金店舗数は317店、割合につきましては57%でございました。業種別では、1位が飲料・食料品で5,923万3,000円、27.2%、2位はタクシー、ガソリン、自動車、自転車等で3,592万8,000円、17.1%、3位はサービス、娯楽、不動産、特殊専門で3,338万6,000円、15.8%でございます。地域別の換金店舗割合につきましては、旭地域が57.9%、飯岡地域が55.7%、海上地域が57.1%、干潟地域が52.3%というふうになっております。

6か月間のうちに2億2,000万円近くが市内商店で消費されたということで、地域にとって相当な経済効果があると考えております。発行元の商業振興連合会の役員の方々につきましても、この期限付きの商品券は地域経済にとってインパクトがあって効果的だったというような話を聞いております。

なお、未使用の商品券につきましては、市民の方の不利益にならないよう、プレミアム分を差し引いて通常の商品券と交換するということでございます。

また、この期限付き商品券の終了を受けまして、通常のパremium商品券を11月3日、4日に販売、すべて完売いたしました。販売総額は1億3,200万円、1万2,000セットで1人5セットまでの販売ということで、そして、今回の発売から購入票を導入しまして、より多くの市民の方々へ平等に行き渡るようにいたしました。この購入票の導入によるトラブルはなかったと聞いております。

1人当たりの購入枚数は4.8セットで、これからの歳末商戦に向けましてはずみがつくものと思います。

2 点目でございます。

中心市街地活性化対策について報告をいたします。

9 月議会で説明いたしました市役所通りと銀座通りの角地にあります空き店舗に入居しましたリサイクルショップに続きまして、銀座通りにあります旧おしゃれのひろやの空き店舗に骨董品店が契約をしまして、11月19日にオープン予定でございます。また、田町本町通りにあります旧東電の営業センター 1 階には、有機野菜を中心とした販売店が11月契約予定で12月オープンというふうに聞いております。これらは、旭市中心市街地活性化委員会の活動の成果であります。空き店舗解消はまだまだわずかでございますけれども、地域に及ぼす影響は大きいものがあります。商店街も相乗効果で、今まで以上ににぎわい、活気が出てくるものと期待しているところでございます。

3 点目になります。

長熊の釣り堀センターの入れ込み状況でございます。

5 月の春の釣り大会に落ち込みが出ました。その後、7 月から 8 月にかけて徐々に釣果が出てきております。9 月には、平成19年度、工事する前でございまして、それと比べまして 41.2%、284人の増の入れ込みを見たところでございます。また、10月18日に開催しました施設の無料開放のイベントにつきましても、釣果の回復によりまして、開設後最高の253人の入場者がありました。釣果のほうも 1 人で88枚を釣り上げたのを最高に、入場者全体の平均でも23枚という状況でございました。10月の入れ込みにつきましても、9 月を上回る 1,075人の入れ込みがあり、平成19年度と比較しますと60.9%、407人の増というふうになっております。11月 3 日には、恒例の秋のヘラブナ釣り大会を開催しました。当日は早朝、冷え込みましたけれども、晴天の中、遠くは東京都などから総勢211人の参加がありました。釣果のほうも全体的によく、優勝者の方は23キロ、60枚程度釣り上げるという盛況のうちに終了することができました。

次に、ヘラブナの放流でございますけれども、本年度は当初予算にて 4 トン、9 月の補正予算で 4 トンということで、合計 8 トンのヘラブナを購入いたします。放流は、無料体験の前の16日に 2 トン、その後、秋の釣り大会の前の10月30日に 2 トンを放流いたしました。残り 4 トンにつきましては、この後、11月、12月、2 回に分け、2 トンずつ放流する予定でございます。

議員の皆様にも、釣り堀のリニューアルをした中で釣果が出ない時期がございまして、いろいろとご心配をおかけしましたけれども、これで一安心と思っているところでございます。

利用者の皆さんにつきましては、9割が市外で1割が市内ということでございますけれども、今後も釣りマニアに愛される施設を心がけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 都市整備課から1点、ご報告をさせていただきます。

内容は、都市計画マスタープランの策定状況と今後の予定についてでございます。資料のほうをお配りしてございますので、そちらのほうをご覧いただきたいと思います。

この表は、上段がマスタープランの策定状況でございまして、下段は都市計画区域及び用途地域の見直しの予定を掲載したものでございます。

初めに、上段の都市計画マスタープランの策定についてであります。この事業は、ご案内のように、新市のまちづくりを一体的かつ総合的に進めるための指針となるものでございまして、平成19年度から3か年計画で策定を進めてきたものでございます。これまでの取り組み状況でございしますが、表にありますように、初年度は都市の現況と課題を整理いたしまして、昨年度は全体構想の素案を取りまとめたものでございます。また、本年7月1日号の広報紙で市民にお知らせをしたところであります。また、併せて市のホームページにも掲載をいたしまして、市民からご意見をいただいていたところでございます。

今後についてでございますが、それぞれの地域の個性や特性を生かした地域別の構想を策定してまいりたいと考えておりますので、市民の声を聞かせていただくために、来る12月に旧市町単位4か所におきまして住民の説明会を予定しているところでございます。その後は都市マスタープラン策定委員会を2回ほど開催していただきましてご意見をいただく中で、市の諮問機関でもあります都市計画審議会に報告をいたしまして、3月末には都市計画マスタープランの策定を終了したい、このように考えております。また、議会は冊子ができ次第、報告をさせていただきたい、このように考えているところでございます。

次に、下段の表であります。都市計画区域及び用途地域の見直しに当たってのスケジュールでございます。

平成22年度、来年度は、事前の調整といたしまして都市計画原案の作成、それから農林協議等を経まして、その後に法定の手続きに入りたい、このように考えております。最終的には、都市計画原案の縦覧、都市計画公聴会等、これは住民説明会であります。これらを経まして、諮問機関であります旭市都市計画審議会の議決をいただきまして、平成23年中に都市計画決定の告示を予定したい、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 農水産課からは、所管について2点ご報告申し上げます。

最初に、旭市農業振興地域整備計画の全体見直しの進行状況についてご報告いたします。

この見直し作業は、平成19年度から21年度までの3か年事業として進めてまいりました。平成19年度は、農振地域整備計画の基礎調査として、全農家を対象に農家意向調査を実施し、各種資料の収集、整理を行い、平成20年度は、現在紙ベースで管理しております農用地区域をデータベース化し、税務課で作成している土地マスターデータと突合し、地番図データを基に現況の土地利用図を作成いたしました。これに航空写真を重ね合わせ、農地1筆ごとの状況を確認したところであります。

本年度は、計画見直しの最終年度であり、年度当初より旭市農振計画の基本的な考え方を県の指導を受けながら修正する形で協議を進めてまいりました。その結果、ほぼ協議がまとまりまして、10月9日に下協議書の提出をしたところであります。今後、県職員が現地確認等を実施し、県の関係各課の意見を踏まえながらさらに指導があるかとは思われますが、順調にいきますと、今月下旬に事前協議書を提出し、来年1月下旬には本協議と進み、その後、法手続きとしての市の公告、縦覧ということになり、これを終えますと、3月中旬ごろに県知事から同意をいただきまして、全体見直しが終了する予定であります。

それから、もう1点、産業まつりについて申し上げます。

議員の皆様にもご参加をいただき、大変盛況のうちに干潟と旭のまつりが終了いたしました。入り込み客数をご報告いたします。

8日のふるさとまつり・ひかた2009は、干潟八万石のもちと豊富な畜産品を中心に開催いたしましたして3万1,000人、それから昨日のいきいき旭・産業まつり2009は、花を中心に5万人の来場をいただきました。来週23日には、最後の海上産業まつりが開催されます。議員の皆様にも再度、ご家族お誘い合わせの上、ご来場いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） 下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 下水道課としまして、市役所敷地内に建設します旭中央ポンプ場の現在の状況を説明させていただきます。

平成21年6月開催の第2回定例会において議決をいただきました旭中央污水ポンプ場の工事につきましては、12月初旬から工事を着手いたします。

次に、工事内容等について説明させていただきます。

工事内容、旭中央污水ポンプ場につきましては、今年度から23年度までの3か年計画で工事を実施してまいります。建物の構造は、鉄筋コンクリートづくり、地下2階、地上2階となっております。平面的には13.5メートル掛ける11.1メートル、地下の深さは約17メートル、地上の高さは約10メートルの4層構造となっております。地下2階はポンプ室、地下1階は脱臭換気機械室、地上1階は自家発電機室、地上2階は電気室となっております。

なお、本工事は、本市が財団法人千葉県下水道公社に旭中央污水ポンプ場建設工事として委託契約したものであり、千葉県下水道公社が設計の作成から入札、契約業務、監督、検査等、一連の業務を本市の代行として行うものであります。

続きまして、入札・契約関係につきまして説明させていただきます。

入札日は平成21年9月16日、工事期間は平成21年9月18日から平成23年3月25日まででございます。請負業者は、飛島・畔蒜特定建設工事共同企業体でございます。

入札契約方式は、総合評価落札方式で、入札参加者数は3共同企業体でございます。ちなみに総合評価落札方式といいますと、工事金額、技術力を得点化いたしまして、最高得点を得た業者が落札したということでございます。ちなみに旭市内の業者が2社参加いたしました。

続きまして、施工方法でございます。お手元に配布しましたA3判の図面2枚を参考にお願います。

建設工事施工図、土留め工事施工図でございます。掘削工事に当たっては、事前に地中連続壁工法による土留め壁を築造します。そして、掘削深さが地下17メートル程度となり、JRの線路敷地に近接していることから、JRの運行に影響が出ないように安全性を確保しながら実施していく必要があります。このため、JR東日本と設計の段階から協議を行っており、工事中においても列車見張り員の配置や軌道敷の沈下等の計測管理を行うことにより安全性を確保してまいります。

なお、工事場所が本庁舎敷地内であることから、工事場所を高さ約3メートルのフラットパネル、いわゆる万能鋼板によって囲い、一般の方が入れないようにするとともに、来庁者に迷惑がかからないように実施してまいります。また、工事に伴う騒音、振動、地盤沈下、水質汚濁等の周辺への影響についても十分配慮して実施してまいります。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（伊藤 浩） それでは、私のほうから改正農地法につきまして、概要について説明させていただきます。

現在この農地法につきましては、政令・省令・通知等の作成業務をしているわけなんです、農林水産省のほうでホームページに掲載されまして、そこにパブリックコメントという形で意見ををとっているという段階です。主な概要につきまして4点、大きく言うとあります。それについて説明させていただきます。

まず、農地転用規制の強化ということが1点です。これはどういうことかといいますと、学校とか病院、公共施設もこれから農地法の許可対象になるということになります。それから罰則規定ですが、これは法人はですね、今までの違反適用が300万円であったというものが、今度は1億円という相当厳しい規制になるということになります。

それから2点目ですけれども、権利移動の規制の見直しということで、これは、今までは農業生産法人しか農地を持ってない、一般的な法人はですね。これからは、何とか建設株式会社とかいう生産法人以外の法人も、1人の方が農業生産をするということの条件、150日農業に従事するというような条件を整えば、農地を借り入れることができるという規制の緩和があります。それから、農業協同組合が、これから農業も実施できるという改正があります。

それと、今までは、北海道が2ヘクタール、ほかの県につきましては5反ですね、50アール以上持っていなければ農地を買ったりできない規制があったんですが、この下限面積の50アールを市町村の委員会の議決において下げることができると。例えば20アールと、20アールということは2反ですね、2反とか10アール、1反で農業の取得要件とするようなことができるという規制が定められました。

それから、3点目です。これは、農地の面的集積の促進ということで、これは一般質問の中で私のほうも回答したんですが、これは農水産課のほうと共同でこれから取り組んでいく事業なわけですけれども、面積の集積をするために市または農協、それからいろんな協議会を中心に、その団体がすべての土地の受け入れをする、要は貸したい、売りたいよという方の集約をします。それで、買いたい、借りたいという人の中間処理ですね、その辺の手続きを円滑に進めて、面積の集約化、それから集団化、その促進を図ることが第3点目です。

それから、最後になりますが、4点目といたしまして、遊休農地対策という形があります。

これは、現在私ども農業委員会のほうで、年に1回すべての農地を現地調査しなさいということで、9月からこれ始めております。そこで遊休地等あった場合には、その地権者に対していろいろ指導勧告をしたりして、やはり農地の有効化を促進するということでの調査が義務づけになっております。

今回のこの農地法の改正と合わせまして、先ほども農産課長のほうから話があったんですが、農業振興地域の整備に関する法律、この改正もありました。それから農業協同組合法の改正、それともう1点は、農業経営基盤強化促進法の改正という3つの同じく改正がありました。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 農水産課長にお聞きしたいんですけども、農振地域の除外地域をもう来年3月中旬までに決定するというような話を聞いたんですけども、現況の農振地域とこれからの農振除外地域の差というのはもう既に出ていると思うんですが、ちょっとお聞かせ願えればと。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質問に対しまして、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 先ほどの説明の中で、今、滑川委員ご質問のことがなかったのかということだと思うんですが、実は、先ほど農業委員会の局長のほうからも説明がありまして、農地法に合わせて農振法のほうの改正もあるということの中で、詳しい政省令、これがまだ出てこないという中で、県としても非常に慎重な態度で指導を、逆に言うと厳しい指導を受けているということで、現実には、現在の農振計画とほとんど差のないものになっております。

それは、例えば1筆じゃなくて面でこの場所は農振を抜きたいよというお話を何か所か実はしているんですが、その回答、指導としては、はっきりした計画がなければ見直して抜くことは、今回は遠慮しなさいということでありました。そのはっきりした理由はじゃ何だと言いましたところ、市の総合計画の土地利用ではまだ甘いぞと。例えば都市計画で用途の色

を塗ってある、当然塗ってあるところが農振のはずないんですが、あるいは、塗ることが決まっている、今協議中である。あるいは、例えば大きな商業施設がもう既に計画があつて、実施の見込みが立っている、そういうところ以外は今回は農振は抜かせないという指導がありまして、例えばサンモールの周辺ですとか、市としても抜きたいところは何か所か実はあったんですけれども、それについても今回の見直しの中ではやめろと、そういう指導がありまして、現実には1筆除外等の申請を上がってくる予定のもの、そういったところ三十数筆しか農振は抜けていないと、今回では抜けなかったということが実際であります。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 現実には、今皆さんどこを歩いてもそうですけれども、細切れになってしまっているんですね。開発されているすぐ隣が農振で、普通だったら当然除外になっているところが農振。こういうのはどう考えたっておかしいと思うんです。その辺の主張というのは、県に言うことはできないんですか。今の話だと現実ということが、この辺でも開発されているところとされていないところがあるわけでしょう。そういうことでどんどん細切れになっていくことであつて、今度そこに水道とか道路になってきたら、旭全体として困るわけですね。駄目なところは絶対駄目、これからも農振を続けていかななくてはしょうがないとか、そういうふうにはっきり決めてもらわないと、現実には五月雨的にどんどん家が建って開発されているわけでしょうよ。そういうことのために、農業がやりたくてもやれないというような現状があるんですね。周りにどんどん家が建ってきてしまっている。それで、現実をやってみたら、それは農振になっていました。その辺のことだったらもう、その地域が住宅とかアパートとかそういうのがいっぱい建っているんだったら、農振除外地すべきじゃないかと、私だけじゃなくて結構農家の人も思っているんです。やりたくてもこれだったらできないと。規模拡大もできないということで、その辺のことをはっきりもうちょっと、もしそうであれば、現状と同じであればおかしいと思うんですね。せつかく見直しするんであれば、見直しをするような方向で、旭としてはどう動くかというのは。もう3年もやっているわけですから、ぜひ私はやってもらいたいと思うんですが。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質問に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） おっしゃるとおり、抜くべき土地については抜きたいということ

で、何度も県と調整をしてまいりました。その結果、例えば今おっしゃったような農振から除外されて開発されたところがあつて、1筆農振の農用地が入って、その隣もさらに開発されているというような場所であっても、今回の見直しでは、そこに計画があるかどうかだということで指導がありました。したがって、計画のない土地については抜けていないということではありますが、ただ言えるのは、集落周辺、介在農地といわれるもの、本当に三方あるいは四方が既に外れてしまっているところ。そういうところについては抜けております。抜けるということになりました。ただ、二方が外れていて、片方に市道があつて反対側はみんな農地だというような場所については、その農地を含めて第1種農地という区分けだという判断をされまして、そういったところは抜けていないところがたくさんあると。抜きたくても抜けなかったということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

林委員。

○委員（林 七巳） 一つお尋ねしますが、カインズホームのところに今ガソリンスタンドの工事をしているんですけれども、あそこは工事、一時転用でもって駐車場をつくってやった経過があるんですけれども、その点の、一時転用はそんなに、何か月という単位でしょう。それが今になってガソリンスタンドができるということは、転用をまたやり直したんでしょうか。また、その一時転用でまだ使っている駐車場がありますけれども、あれは転用し直したんでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） 林委員の質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（伊藤 浩） ちょっとその実際の許認可のやつが、実際分かりませんが、一般的には一時転用というのは3年です。3年を超えることはできません。3年後に本転用という形で延長されるというところがあります。ですから、一時転用、一時転用という形はないと思います。3年過ぎたら今度はもとに戻すか、農地に戻すか、恒久転用という形の許可をとるということになります。

（発言する人あり）

○農業委員会事務局長（伊藤 浩） その一時転用後に新たに恒久転用という形でガソリンスタンドという転用許可をとったと思います。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（嶋田哲純） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

閉会 午前１０時３７分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 嶋 田 哲 純

総務常任委員会

平成21年11月17日（火曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成 2 1 年 1 1 月 1 7 日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成 2 1 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 3 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 3 号 財産の取得について

《付託陳情》

陳情第 6 号 非核三原則の法制化を求める陳情

出席委員（4 名）

委 員 長 佐久間 茂 樹

副委員長 島 田 和 雄

委 員 林 正一郎

委 員 伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

委員外出席者（1 名）

議 長 向 後 和 夫

説明のため出席した者（2 6 名）

副市長	増田雅男
秘書広報課長	米本壽一
財政課長	加瀬正彦
市民課長	増田富雄
消防長	菅谷衛一
その他担当職員	16名

総務課長	平野哲也
企画課長	堀江隆夫
税務課長	野口徳和
会計管理者	高山重幸
監査委員局長	林久男

事務局職員出席者

事務局長	加瀬寿一
主任主事	飯嶋健悟

事務局次長	石毛健一
-------	------

開会 午前10時 0分

○委員長（佐久間茂樹） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

委員の皆様には、次の議会選挙の告示まで3週間を切った中、大変気ぜわしいところだと思いますけれども、この総務常任委員会が今期最後の常任委員会になりますので、ご慎重審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は4名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、向後議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（向後和夫） おはようございます。

雨の中、またお忙しい中を、委員の皆さん方には大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました一般会計補正予算を含む6議案と陳情1件について審査をさせていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますけれどもごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員に出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまです。

本日、委員会に審査をお願いいたしますのは、議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正、議案第4号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、議案第5号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正、議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、議案第13号、財産の取得についての6議案でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようよろしく審査をお願い申し上げまして、あいさつといたします。

どうもご苦労さまでございます。

○委員長（佐久間茂樹） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（佐久間茂樹） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。また、去る11月11日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第13号、財産の取得についての6議案であります。

それでは、初めに議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第1号、一般会計の補正予算（第2号）につきましては、本会議で補足説明を申し上げまして、その内容のとおりでございますので、財政課からは特にございません。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、議案第1号につきまして、総務課より人件費関係について補足説明をさせていただきます。

補正予算書のほうをご用意いただきたいと思います。補正予算書の29ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、29ページ、一般職の給与費明細表でございます。今回の補正につきましては、職員の新陳代謝あるいは人事異動に伴う増減と人事院及び千葉県人事委員会勧告に基づきまず給与改定の影響額を含めた補正を行うものでございます。給与費等について、補正後と補正前を比較しますと、給料が2,323万6,000円の減、職員手当等が1億741万2,000円の減、共済費が6,154万7,000円の増、合計で6,910万1,000円の減となります。

共済費の増の主な理由につきましては、基礎年金拠出金の負担率の増によるもので、これは国庫負担分が3分の1から2分の1に引き上げられたことに伴いまして、公的負担率も引き上げが行われること。また、組合員数の減少と給料額の減少によりまして、これを補うために事業所の負担率が引き上げられたということでございます。

次は、30ページをお開きください。

給料及び職員手当等の増減額の明細でございます。給料の増減額はマイナス2,323万6,000円のうち、増減事由別内訳の給与改定に伴う増減分は163万8,000円の減となります。これは、人事院勧告に基づき給料表を平均で0.2%の引き下げの改定を行うことによるものでございます。その他の増減分は2,159万8,000円の減ということでございます。

この内容ですけれども、退職等のいわゆる新陳代謝によるもの及び配置替え、昇格等の人事異動により生じた実際の所要額と当初予算計上額との差額について補正を行うものでございます。育児休業あるいは休職の欠員による減額も含んでおります。

職員手当等の減額分1億741万2,000円のうち制度改正——これは人勧でございますけれども——に伴う増減分は9,775万6,000円の減となります。その内訳は、期末手当の減額が6,848万7,000円、勤勉手当の減額が2,931万9,000円で、期末手当の年額支給率を3.0月から2.75月に、それから勤勉手当の年間支給率を1.5月から1.4月に、期末・勤勉手当の合計では

年間4.5月から4.15月とするものでございます。また、その他の増減分は965万6,000円の減で、これは人事異動、育児休業、休職等による減額分でございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それでは、企画課所管の補正予算につきまして、若干補足説明をさせていただきます。

予算書の13ページのほうをお開きいただきたいと思います。

2款1項7目企画費でございます。12ページにありますように、説明欄にありますように、地域資源価値創造事業、ここに235万7,000円、さらに定住自立圏構想策定事業に120万円、この二つの補正をお願いするものでございます。

最初の地域資源価値創造事業の内容であります。今回市内の飲食店を紹介しました飲食店マップ、これの作成としまして、印刷製本費に190万7,000円、さらにデータ作成委託料としまして15万円の補正をお願いするものでございます。作成部数等につきましては、来年度の国体開催時のイベント等の配布等を考慮しまして10万部の作成を予定しております。

さらに備品購入費30万円、これにつきましては、来年2月に開催を予定しております向太陽杯（パークゴルフ大会）等の各種イベントに活用しますテント、屋根に旭市ゆかりのちばてつや先生の漫画キャラクターを印刷しましたテント、これを3張り購入したいということで補正をお願いするものでございます。

続きまして、定住自立圏形成の方針策定支援業務委託でございます。これにつきましては、9月の本委員会においてご説明をさせていただきました総務省所管での事業としまして、定住自立圏構想、これがあるわけでありますけれども、この中の民間投資の促進交付金、この申請等の関係上、急遽来年3月をめどに、人口が最大でありまして、昼の人口が夜の人口を上回ります合併前の旧旭市をベースに中心地宣言、これを行いまして、なるべく早い時期に旧3町を周辺地とした定住自立圏方針、これを策定したいというふうに考えております。今回この支援業務でございます。委託料としまして120万円の補正であります。主な内容としましては、中心地宣言及び方針策定に向けての国・県への協議資料の策定等につきまして支援業務を委託するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） では、12ページの今の、企画課長に説明していただきましたけれども、定住自立圏構想策定事業についてお伺いしますけれども、この委託料ということで120万円予算化されているわけなんですけど、この自立圏構想の全体の予算、旭市に来るといったような予算なんですけれども、政権交代されてからのあれですかね、当初計画どおり予算が来るのかどうか。まずその辺からお伺いしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 今回政権が交代して、この定住自立圏構想がどうなるかというご質問だと思います。一つは、実は大きくちょっと今困っているのが、民間投資への交付金、民間の、例えば医療機関等がいろんな施設を導入する際に、この構想の中で2分の1支援をしますというのが実はありました。今回これを市内の五つの事業者の方が導入したいということで手を挙げさせていただきまして、急遽この方針の作成も急げという国の指示がありまして、今回予算計上しているわけなんですけれども、この予算が当初550億円あったものが、実は450億円執行停止になったということで、残りは100億円になってしまったと、そういう実は政権交代の中で執行停止の問題があります。

今回の民間投資のこの事業につきましても、当初2分の1の補助であったものが、医療機関についても20%、5分の1の補助に低くされたとか、あるいは高齢者の賃貸バリアフリー化の住宅等について、当初は国はいいというわけであったんですけども、すべて医療機関への支援に回すという、そんなことで、民間への投資の支援については相当きつくなっているというのは現実でございます。ただ、行政がこれからやります事業等につきましては、県のほうと確認しました中で、平成22年度の事業費等につきましても本年と同じように粛々と実は事業を推進の予定で今進めていますということで、大きな、全体としての行政に対しての支援という部分についてはまだ削減される、そういうことは聞いていないということで県とは確認をしております。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうすると、この120万円の予算というのは民間投資への交付金の事業についての委託事業と申しますか、委託の予算ということで、それ以外の予算が、市が行う事業については、市がいろんな事業の計画を考えていると、そういうことでいいでしょうか。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 今のご質問でございますけれども、120万円につきましては民間への投資の交付金についてと、実はこのお金がそちらへ行くということではございません。ただ、国との説明の中で、千葉県では旭市と館山市が、ここが昼間の人口が夜の人口よりも多いという。そこで、ここの二つのところについては今回この事業が乗れるというのがあります。この乗れるという、ただ乗れるだけではなくて、やはり中心地で、ここで事業をやりますという宣言をしたところについて、実は国が民間へも支援をしますと。現在まで、旭市については昨年、急遽旭市ができるということだったもので、実は平成22年度からこれをやろうということで、補助金についても4,000万円、これが5年間、遅くなっても5年間支援するというのは変わらないということを確認しておりましたので、1年ずれても補助金上は何ら問題ないかと我々は理解しておりました。ただ、民間への交付の中で、国がやはり中心地宣言をしてある市町村に対して支援を優先するというのがありました。そんなことで急遽3月に中心地宣言をしたいということで、我々もちょっと民間への支援を優先しようと、そんなことで考えました。

今回の120万円につきましては、この中心地宣言をするに当たっての国・県へのいろんな手続きの関係、あるいは旧3町と旧旭市の、この連携を持った方針の作成、これ等につきまして支援を、民間等の力をかりながら一緒にやっていきたいと、そういう業務の内容であります。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） 定住自立圏構想というのは、そもそも中心の市があつて、周りの市と協同でこの事業をやるというようなことが本来の姿だろうと思いますけれども、旭市の場合は1市の中でそれができるといふようなことだろうと思いますけれども、本来であれば旭市と周辺の市の話し合いがされて、それでどういったようなことをしようかというようなことを話し合いをして、それで計画が練られていくと思うんですけれども、そういったような話し合いが大事じゃないかなと思いますけれども、そういった話し合いについては、委託をするということですか。市の中での話し合いはどのように考えているのか。その辺についてお伺いをします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 実は委員おっしゃいましたように、今回のこの事業につきましては

二通り考えられます。旧旭市が一つ母体となりまして、旧３町とそれらの、例えば銚子市あるいは東庄町、匝瑳市、そういう周辺市町村と連携を組み合わせながら、一つこの旧旭市に人口を増やそうという、そういう施策を作るか。あるいは、合併の特例で、そうじゃなくて旧旭市と旧３町だけでもできますと。実は担当課としましては、この合併した新市、旭市の中でこの定住自立圏構想を考えようというところで現在進んでおります。

実際の話としましては、例えば本年になりまして銚子市から、この構想に基づいて銚子市と旭市で連携をしたいと。銚子市はご承知のように銚子市の市立病院ですか、その建て直しという部分で、そこをこの事業で何か活用できないかという、実はもういろいろあったわけですけども、いろいろ銚子市の議会の議決も必要だとかいろいろなのがあって、本旭市にとっては、新旭市での取り組み、これが一番的確なことができるんじゃないかということで、実は現在担当課としては考えている。これまたいろいろ議員さん方のこれからご議論いただいて、いや、周辺の市町村まで連携を求めたほうがいいのかどうか。これを一つはまた土俵を変えてご議論いただきたい。

今回につきましては、民間の力をかりまして、我々旭市に住んでいては何かこう分からないこと、よそから見るといろんな発想で、こういうことをやったらこの旭市が活性化するんじゃないかな、そういう力をかりたいというようなことで、その部分について要望をお願いするということで考えております。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） 具体的にはどういったような事業を考えているのか。その辺はまだ具体化していないんでしょうか。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 具体的にはまだそこまで詰めていないんですけれども、市民の方にも入っていただいて、どういうふうな形がこれ好ましいかどうか。その際に、この旭市に住んでいる方だけでは見えない、例えばよそから見るとこんないいところもあるよ。ここを伸ばしたほうがより旭市、旧旭市に人口がいっぱい集まるよ、そういう施策をいろいろ検討の中で模索していきたい、そういうふう考えています。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） あれですね、定住自立圏構想というのは、３大都市圏に人口が集中して、それがちょっと弊害があるというようなことで、地方に人口を増やそうといったような

ことがそもそもの狙いだろうと思いますけれども、そういった中で、やはりこの事業を通じて、この旭市が住みやすい市になるということが、やはり人口が増える一つのポイントだろうと思います。市長もそういったふうに、人口を増やしたいといったような、選挙のときも、市長選のときも訴えておりました。人口が増えるような、住みやすい旭市になるような施策というものを念頭に置いて、この定住自立圏構想の事業を実施していただければなど、そういうふうに思っております。よろしくお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

この条例につきましては、本会議でも説明させていただいてございますけれども、県人事委員会による一般職の職員の給与に関する条例改正に合わせまして、期末手当の年間の支給率を4.45月から0.3月分引き下げまして4.15月分とするものでございます。

お手元に配布してございます議案第3号資料、総務課というのがございます。A4の1枚の紙でございますけれども、これをご覧いただきたいと思います。四角い升の表が三つ書いてございますけれども、これをご覧いただきたいと思います。

まず、千葉県人事委員会勧告の概要でございますけれども、主な内容についてご説明を申し上げたいと思います。

一番上になりますけれども、本年の勧告については5月と10月の2回の勧告がございまして、一番上の段の5月の分、これが臨時勧告ということになります。この臨時勧告におきましては、平成21年6月に支給します期末・勤勉手当等の支給月数を一般職で2.15月から暫定的に0.2月凍結し、1.95月に引き下げるというものでございまして、5月の臨時議会において議員、特別職、教育長についても改正後の支給月数を一般職と同月数に改正させていただいたところでございます。

次の、2番目の四角いマークがありますけれども、10月の給与勧告につきましては、月例給、期末・勤勉手当、年間給与の調整、時間外勤務手当の四つの項目について勧告されましたが、ここでは、期末手当にかかわる2行目の網かけの部分についてご説明を申し上げます。

勧告では、期末・勤勉手当の年間支給月数を現行の4.5月から4.15月として、0.35月を引き下げるというものでございます。また、12月期の期末・勤勉手当の支給月数を年間での引き下げ月数0.35月から、6月期において凍結した0.2月を差し引きまして0.15月の引き下げとするものでございます。

それから、一番下の3番目の欄でございますけれども、期末・勤勉手当の支給月数の表をご覧くださいと思います。議員、特別職、教育長の12月期の網かけ部分でございますけれども、現行2.325月、勧告後は2.2月、差し引きで増減はマイナス0.125月でございます。

下の表の一般職の職員の網かけの部分、12月期の期末・勤勉手当の合計欄（B）ですが、これは、現行は2.35月でしたが勧告後は2.2月で、差し引き増減がマイナス0.15月となります。

したがって、6月期の改正時でも同様であったように、議会議員、特別職、教育長と一般職の職員の現行の支給月数がかつて異なっておりましたが、改正後は勧告後の合計欄にありますように、支給月数は同月数の2.2月となるものでございます。

以上で説明は終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） 議案第4号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、今申し上げました議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例と全く同様の改正でございまして、ここで追加して補足説明する事項はございませんので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） 議案第5号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、先ほど申し上げましたように、議案第3号の旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例と全く同様の改正でございますので、特に追加して申し上げることはございませんので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案第3号で補足説明をさせていただきました人勧の趣旨に基づきまして、期末・勤勉手当の支給月数の引き下げが主なものでございますけれども、そのほかに給料表の改定がございます。一般職の職員については、期末・勤勉手当の引き下げとともに、月例給についても引き下げる改定を行うものでございまして、その内容について補足説明をさせていただきます。

やはりお手元のほうに配布させていただきました議案第6号資料、総務課ということで、細かい数字の入った縦の給料表があると思いますので、そちらをご覧くださいと思います。

本給料表は、改定後の新しい給料表でございまして、網かけ部分についてはおおむね30歳以下の若手職員のはりつきが基本となるものでございまして、ここの網かけの部分に属している職員については減額改定を行わない。要するに給料の低いところは減額改定を行わないというところでございます。網かけ以外のところにつきましては、すべて減額の改定がされることとなりますが、一例を挙げて申し上げます。1級と7級を例に挙げ、ご説明をしたいと思います。

まず2ページをお開きいただきたいと思います。2ページの一番左側の1級職の列でございまして、56号給、ここまで網かけがかかっておりまして、ここの改定はしないというところでございます。

次の57号給でございまして、給料月額21万5,400円となっております。改定前の数

字は21万5,600円ということで、ここでは200円の引き下げとなっております。

それから、3ページ目をお開きいただきたいと思います。3ページ目の1級職の列をご覧くださいと思います。

1級職の最高号給は93号給でございますけれども、給料月額が24万3,700円となっております。これが改定前の給料表では24万4,100円ということで、ここでは400円の引き下げとなっております。給料が高くなっていくと下げ幅も大きいということでございます。

もう一度、給料表の1ページのほうに戻っていただきたいと思います。

一番右側の、今度は7級職、これは課長職がはりついているところでございますけれども、一番右側の7級職について、7級の最上段、1号給につきましては、給料月額が36万6,200円となっておりますが、改定前は36万7,200円ということで、ここでは1,000円の引き下げとなっております。

次に、2ページのほうをお開きいただきたいと思います。2ページの一番右側、7級職の列をご覧くださいと思います。

7級の最高号給であります61号給、これにつきましては45万9,100円ということになっております。改定前は、ここが46万300円ということでございましたので、ここで1,200円の引き下げということになっております。

以上、説明申し上げましたとおり、引き下げ改定額については、一番低いところで200円、一番上で1,200円の改定幅となっております。引き下げの月額1人当たりの平均額、平均でございますけれども、これは560円、年額では約6,800円という引き下げでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、消防より補足して説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） 議案第13号の財産の取得につきましては、特に補足説明ございません。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 消防の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） それでは、ちょっとお伺いしたいんですけども、高規格の救急自動車、旭市の消防署に5台全部そろったということだろうと思いますけれども、この耐用年数と、次はいつごろ更新する計画かというのをちょっとお伺いしておきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） 高規格救急車ですが、現在通常の活動をしておりますのが4台でございます。耐用年数としましては、大体12・13年をめぐりにしております。

それから、次の更新ですけども、今稼働している一番新しいのが平成19年2月配備ですので、この後、大体平成26年度を予定しております。

以上です。

失礼しました。

ただいまの海上の救急車で、平成15年度の整備の車でございます、平成26年度を予定しております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないので、議案第13号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（佐久間茂樹） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（佐久間茂樹） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（佐久間茂樹） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 資料はございませんけれども、私のほうから2点ほどご報告をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、これは、政務報告のほうでも申し上げましたけれども、平成22年1月から窓口サービスの拡充ということで、毎月第2・第4日曜日に本庁の市民課で一部窓口業務の休日窓口を開設するというので、今予定をいたしております。これは、目的としましては、市民の皆さんが利用する機会の多い市民課の窓口を休日に開設しまして、市民サービスの向上を図るというものでございます。開設時期は、先ほど申し上げましたように平成22年1月からと。開設日は、第2・第4日曜日の8時半から5時まで。

主な業務内容でございますけれども、市民課の窓口ということでございまして、戸籍関係です。戸籍の謄抄本、それから除籍の謄抄本の写しですね。それから改製原戸籍謄本及び抄本、そういったもの。それから住民票関係、住民票の写しの交付、軽自動車専用の住所証明、住民票のコード通知、そういったものです。それから、印鑑証明、印鑑登録証明書の発行、それから印鑑登録と印鑑登録の廃止、この辺までやりたいということで今準備を進めております。ですから証明関係が主でございまして、移動については、死亡届、出生届は、これは従来日直もやっていたのでこれはやりますけれども、転出入のそういった移動手続きは業務上2名の職員でやるということで、対応できませんので、証明書の発行が主ということでご理解をいただきたいと思います。

もう1点、2点目でございます。

やはりこれも22年1月から、1月4日からになりますけれども、市役所の閉庁時間が繰り上がるということでご理解をいただきたいと思います。これは、今閉庁時間は5時半でございますけれども、これが5時15分ということになります。これは先般の9月議会で、これもやはり人事院勧告、これは20年度の人事院勧告で、勤務時間が7時間45分ということで勧告がございまして、他の地ではもう4月からやっているところが多かったわけですが、

私どもとしてはどうしようかということで考えていたわけですがけれども、他市がやっている状況ということで、9月の議会で条例の議決をいただきましたので、1月4日からは閉庁時間を5時15分とさせていただくことになりました。

なお、いろんな多目的の施設、総合体育館ですとかそういった施設の利用時間の形態は変わりませんので、ご了解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それでは、企画課のほうから1点、資料はございませんけれども、説明をさせていただきます。

市長が直接市民の方々に住みよい旭市を作るためのいろんな意見をいただく、そんなことで10月23日から11月9日、この間、6か所で地区懇談会を開催させていただきました。本年からは、実は区長会あるいはPTA等の方々から推薦いただきました2名の方に、懇談会に入る前に意見発表等をしていただきまして、市民から多くの意見をいただくようなきっかけづくりをやったわけでございます。参加人数は6会場で598名ということで、おおむね1会場100名近い方にご出席をいただいております。当日いただきました質問、あるいは意見等につきましては、件数的には90件いただいております。対応すべきもの、あるいは早急にできるもの等につきましては直ちに对应してまいりたい、そういうふうに考えてございます。

地区懇談会の開催につきましての報告ということで、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（佐久間茂樹） 次に、陳情の審査を行います。

総務課以外は退席をしてください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る11月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第6号、非核三原則の法制化を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第6号について審査に入ります。

初めに、総務課より参考意見がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、非核三原則の法制化を求める陳情についての参考意見ということで申し上げさせていただきます。

非核三原則の法制化を求める陳情についてのご意見とのことでございますけれども、旭市の議会が例年より1か月早いということもございまして、本案件について県内他市の状況がちょっとつかめていないという状況でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」としたこの非核三原則につきましては、昭和46年に当時の佐藤内閣におきまして、この決議は衆議院において議決されております。この議決については、歴代の内閣においてもこれが引き継がれて、現在に至っているようでございます。ただ、この法制化についてどうあるべきかというところは、私どもでは何とも難しい面がありまして、申し上げられないような状況でございます。

なお、参考になるかどうか分かりませんが、本市では平成17年11月1日に非核平和都市宣言というものを実施しておりまして、県内でも本市を含めまして53の市町村で同様の宣言がなされているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 陳情の審査は途中でありますが、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前 11 時 6 分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、陳情の審査を行います。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、陳情第 6 号の審査を終わります。

ここで執行部は退席してください。大変ご苦勞さまでございました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11 時 6 分

再開 午前 11 時 6 分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（佐久間茂樹） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第 6 号、非核三原則の法制化を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、本陳情は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせ

ていただきます。

意見書案の説明

○委員長（佐久間茂樹）　続きまして、ただいま採択と決しました陳情が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思います。

事務局、意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

○委員長（佐久間茂樹）　それでは、陳情第6号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（加瀬寿一）　それでは、陳情第6号の意見書案についてご説明いたします。すみませんが、座ったままで説明させていただきます。

お手元に今配布いたしました非核三原則の早期法制化を求める意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

非核三原則の早期法制化を求める意見書（案）

広島・長崎の原爆被爆から64年が経ちました。

「ふたたび被爆者をつくるな」という原爆被害者の悲痛の願いをはじめとして、わが国の「非核三原則」を国是とする核兵器反対の政策は、世界中の国々、国民を動かして、いくどとなく訪れた核兵器使用の危機を防いできました。今、核兵器廃絶をめざす潮流は、さらにその流れを強めています。

核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領が、「核兵器のない世界」を追求していくことを明言しました。

今こそ日本は、核戦争唯一の被害国として、核兵器廃絶に向けた主導的役割を果たすべきときです。

そのためにも「非核三原則」を国是としてかかげるだけでなく、その法制化を早期にはか

ることによって、国際的な世論のリーダー役としての明確な意見を示すことができると信じます。

よって、国会及び政府におかれましては、被爆国日本として世界の諸国、諸国民からかけられている期待の大きさを踏まえて、「非核三原則」の法制化の決断を早期に決断されることを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭市議会。

あて先は、内閣総理大臣、参議院議長、衆議院議長あてでございます。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） 事務局の説明は終わりました。

それではご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

議長。

○議長（向後和夫） 先ほど来、その、決断、決断というこの2文字が、お話がありましたけれども、こう前後を読んできると、この「決断」が重なってもそんなに違和感は感じないんじゃないかと私は思いますけれども。

○委員長（佐久間茂樹） ほかにご意見はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようでございますので、陳情第6号、非核三原則の早期法制化を求める意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出いたしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時14分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 佐久間 茂 樹